

九州帝国大学法文学部内証事件：東京帝国大学・京都帝国大学の内紛・辞職事例との比較

七戸，克彦
九州大学大学院法学研究院：教授

<https://doi.org/10.15017/1498325>

出版情報：法政研究. 81 (4), pp.141-224, 2015-03-13. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

九州帝国大学法文学部内証事件

——東京帝国大学・京都帝国大学の内紛・辞職事例との比較——

七 戸 克 彦

一 序 章

(一) 九州帝国大学法文学部

(二) 九州帝国大学法文学部・法科の歴代教員

二 東京帝国大学・京都帝国大学の内紛・辞職事例

(一) 東京帝国大学

(二) 京都帝国大学

三 九州帝国大学法文学部内証事件の特徴

(一) 関係者の証言

(二) 内証事件の発生から終息まで

四 終 章

一 序 章

(一) 九州帝国大学法文学部

九州大学法学部の前身は、今（平成二六（二〇一四）年）から九〇年前の大正一三（一九二四）年九月二六日、当時医・工・農の三学部であった九州帝国大学に追加増設された文系学部——法文学部である。^①

戦前に存在した「帝国大学」九校（今日「七帝大」と呼ばれる内地の帝国大学のほか、外地に京城帝国大学・台北帝国大学の二校が存在した）のうち、創立当初より文系学部が設置されていたのは四校（東京・京都と京城・台北の各帝国大学）のみである。ただし、東京帝国大学・京都帝国大学が当初より法科大学（大正八年四月一日より法学部^②）を擁していたのに対して、京城帝国大学（大正一三年五月二日創立）に設置されたのは法文学部、台北帝国大学（昭和三年三月一七日創立）に設置されたのは文政学部であった。

九州帝国大学（明治四四年一月一日創立）の法文学部設置は、東北帝国大学（九州帝国大学の創立より四年早い明治四〇年九月一日創立）の法文学部設置（大正一一年八月二九日）の二年後、京城帝国大学（法文学部）創立の四か月後、台北帝国大学（文政学部）創立の四年前の出来事である。

ちなみに、以上の六校に対して、残り三つの旧帝大における文系学部の設置は、いずれも戦後のことで、北海道帝国大学は昭和二二年四月二一日に法文学部を設置、大阪帝国大学と名古屋帝国大学は、終戦の二年後に帝国大学が新制大学に移行した（昭和二二年一〇月一日）後の昭和二三年九月一四日——大阪大学については法文学部、名古屋大学については法経学部と文学部の二学部を設置——である。

さらに、その後の法学部の分離・独立についても付言しておく、①東北大学と九州大学の法文学部が法学部・経済

学部・文学部に分離するのは昭和二四年四月一日のことである（同日文部省令第一〇号「東北大学及び九州大学の学部及び講座に関する省令」）。これに対して、②大阪大学の法文学部は、昭和二四年五月三十一日法律第一五〇号「国立大学設置法」（即日施行）の下で文学部と法経学部に分離した後、昭和二八年八月一日に法経学部が法学部・経済学部に分離し（昭和二八年七月二八日法律第八八号「国立学校設置法の一部を改正する法律」）、③名古屋大学の法経学部は、大阪大学より一足先の昭和二五年四月一日法学部・経済学部に分離した（昭和二五年三月三十一日法律第五一号「国立学校設置法の一部を改正する法律」）。以上に対して、④北海道大学の法文学部は、上記③昭和二五年改正法により昭和二五年四月一日に文学部と法経学部に分離した後、大阪大学の法経学部と同じく、上記②昭和二八年改正法によって、昭和二八年八月一日法学部と経済学部に分離したものである。

（二）九州帝国大学法文学部・法科の歴代教員

一方、次頁【図表1】は、九州帝国大学時代（大正一三年—昭和二二年）の法科の教授・助教授を、離任順に並べたものであるが、総計三五名の教員のうち、定年退官まで勤め上げたのは、〔31〕西山重和〔32〕菊池勇夫〔33〕舟橋諒一〔34〕青山道夫〔35〕林田和博の五名にすぎない。他方、法文学部設立直後の昭和四年には、六名もの大量離任者が出ているが〔3〕東季彦〔4〕山之内一郎〔5〕滝川政次郎〔6〕杉之原舜一〔7〕木村亀二〔8〕風早八十二、彼らは、昭和二年に勃発した法科教員の内紛（法文学部内証事件）における休職処分の対象者である。また、昭和八年の離任者四名のうち〔10〕宮本英脩と〔11〕三瀧信三は、内証事件による離任者の穴を埋めるために派遣されていた応援要員であって、内証事件の混乱は、昭和八年度になってようやく収束した、ということである。

【図表1】九州帝国大学法文学部法科教授・助教一覧（離任順）

	氏名	生年	生地	大学（卒年）	助教着任	教授着任	担当（着任時）	離任	没年
(1)	美濃部達吉	明6・5・7	兵庫	明30東京帝大法		大13・10・11	行政法演習（兼）	昭2・10・8	昭23・5・23
(2)	佐々弘雄	明30・1・23	熊本	大9東京帝大法		大13・12・17	政治学講座	昭3・4・4	昭23・10・9
(3)	東季彦	明19・1・17	奈良	大2東京帝大法		大13・11・6	民法第一講座	昭4・6・12	昭54・7・18
(4)	山之内一郎	明29・1・25	熊本	大9東京帝大法		大14・5・19	憲法講座	昭4・11・21	昭34・8・24
(5)	滝川政次郎	明30・5・26	大阪	大11東京帝大法		昭2・4・25	法制史講座	昭4・11・21	平4・1・29
(6)	杉之原舜一	明30・8・2	広島	大14京都帝大法		大15・5・31	民法第二講座	昭4・11・21	平4・1・28
(7)	木村龍二	明30・11・5	兵庫	大10東京帝大法		大15・5・31	法理学講座	昭4・11・21	昭47・3・15
(8)	風早八十二	明32・8・10	岡山	大11東京帝大法		昭2・4・25	刑法刑事訴訟法講座	昭4・11・21	平1・6・19
(9)	藤沢親雄	明26・9・18	東京	大6東京帝大法		大13・11・6	政治史外交史講座	昭5・8・30	昭37・7・23
(10)	宮本英脩	明15・5・17	茨城	大4京都帝大法		昭4・1・30	刑法刑事訴訟法講座（兼）	昭8・3・31	昭19・4・22
(11)	三浦信三	明12・5・28	東京	明38東京帝大法		昭5・1・8	民法第二講座（兼）	昭8・3・31	昭12・3・27
(12)	山尾時三	明30・?	山口	大11東京帝大法		昭4・4・10	商法第二講座	昭8・5・1	昭9・10・25
(13)	浅野正一	明33・1・18	福岡	大12東京帝大法		昭2・4・25	国際政治学	昭8・9・26	昭8・9・26
(14)	上原連一	明36・10・27	岐阜	大15東京帝大法		昭6・11・10	刑法刑事訴訟法	昭11・2・23	昭11・2・23
(15)	佐治謙讓	明33・1・?	兵庫	大13京都帝大法			国法学	昭12・12・20	昭29・1・31
(16)	野津務	明27・7・6	島根	大8東京帝大法		昭2・4・25	商法第一講座	昭14・3・31	昭58・8・20
(17)	今中次麿	明26・4・9	広島	大7東京帝大法		昭3・11・26	政治学講座	昭17・2・28	昭55・7・26

九州帝国大学法文学部内証事件（七戸）

(35)	(34)	(33)	(32)	(31)	(30)	(29)	(28)	(27)	(26)	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)
林田和博 はやしだわかつひろ	青山道夫 あおやまみちお	舟橋諄一 ふなはしじゆんいち	菊池勇夫 きくちゆうお	西山重和 にしやましげわく	山中康雄 やまなかやうゆう	金田平一郎 かねだひらいちろう	祖川武夫 そがわらけむ	田中和夫 たなかあきお	豊藤光衛 とよとうみつえ	河村文介 かわむらふみすけ	秋永肇 あきながはらじゆ	大沢章 おおさわあきら	不破武夫 ふわぶたけむ	堀豊彦 ほりゆたかひこ	武藤智雄 むとうちゆうお	阿武京二郎 あむけいじろう	宇野田昭三 うのたあきさう
明38・8・12	明35・4・8	明33・5・31	明31・6・21	明25・2・9	明41・8・22	明33・7・10	明44・10・15	明36・12・26	明41・6・13	明27・1・1	明42・?	明22・12・22	明32・?	明32・?	明32・6・1	明23・4・23	明31・8・10
熊本	宮城	東京	岩手	島根	広島	茨城	?	和歌山	北海道	山口	佐賀	福岡	?	山口	熊本	広島	茨城
昭3九州帝大法文	昭2東京帝大法	大13東京帝大法	大11東京帝大法	非・法学士	昭10東京帝大法	大13東京帝大法	昭9東京帝大法	昭2東京帝大法	昭8東京帝大法	大8東京帝大法	昭6台北帝大文政	大4東京帝大法	大12東京帝大法	大13東京帝大法	大13東京帝大法	大7東京帝大法	大12東京帝大法
昭7・12・5		昭4・5・20	昭3・10・10			昭5・2・10		昭4・6・11			昭19・7・10				大15・9・11		昭2・7・19
昭21・9・11	昭19・4・27	昭5・12・26	昭4・4・10	大15・4・10	昭21・8・26	昭15・5・4	昭22・6・19	昭15・4・1	昭16・3・7	昭7・8・22		大15・6・5	昭14・7・31	昭17・6・30		昭10・5・8	昭3・10・15
行政法講座	民法第二講座	民法第二講座	社会法講座	国際法国際私法第二講座	民法第二講座	法制史講座	国際法国際私法第一講座	民事訴訟法講座	商法第二講座	憲法講座	政治史外交史	国際法国際私法第一講座	刑法刑事訴訟法講座	政治学講座	西洋法制史	民法第一講座	行政法講座
昭44・3・31	昭41・3・31	昭39・3・31	昭37・3・31	昭30・3・31	昭26・6・30	昭24・10・7	昭24・6・30	昭24・6・30	昭22・12・25	昭22・8・3	昭22・7・29	昭22・3・10	昭22・2・26	昭21・6・30	昭21・3・30	昭21・3・7	昭21・2・13
昭59・12・7	昭53・7・9	平8・11・21	昭50・7・13	昭61・3・1	平10・11・5	昭24・10・7	平8・6・21	平10・8・3	昭55・7・28	昭54・1・4	昭59・5・19	昭42・7・9	昭22・12・27	昭61・4・9	昭37・4・19	昭21・3・7	昭54・9・19

戦前の教員の離職に関しては、その原因が、①思想・良心の自由ないし表現の自由に関わるか否か、あるいは、②学問の自由（その制度的保障としての大学の自治）に関わるか否かが、重要なポイントとなる。①・②を理由に辞職した者に対しては、戦後、教員復帰の手続が取られたからである。九大では、昭和三年の三・一五事件で辞職に追い込まれた佐々弘雄〔図表1〕（2）と、昭和一六年の著書の発禁・出版法違反事件で辞職勧告を受け翌昭和一七年に退職した今中次麿〔図表1〕（17）の二名が、①の該当者として、終戦の年（昭和二〇年）一月二二日教授会で復帰要請が議決された（しかし、佐々は復職を辞退し、結局、今中のみが翌昭和二二年三月三〇日付で教授に復帰した）。

他方、③大学あるいは学部内部の教員間の紛擾事例においても、①思想的な対立が背後に控えていたり、②大学・学部の自治を侵害する形での処分が下されたりする場合があるため、後世の記述においては、①・②の側面を誇張して事件を美化する傾向があり、あるいは事件の真相が深刻な派閥抗争や人事問題、個人の人格に対する嫌悪等と結びついている場合には、それらに関する記述が忌避されることもある。

ところが、昭和二年に九州帝国大学法文学部の法科教員の間で発生した内紛に関して、『九州大学五十年史』は、驚くほどあけすけに、事の委細を公表している。それは、この紛争が「無邪気な腕白者が暴れた」体のものであって、二〇代の若輩者の傍若無人な言動が、法科教員の大量欠員のみならず、教授会組織の変更、さらには時の九大総長・大工原銀太郎の辞任まで引き起こした（らしい）という、ある意味滑稽きわまりない前代未聞の事件だったからである。

これに対して、他大学における内紛は、少しは「大人の事情」がからんでいる。たとえば早稲田大学史上最大の危機といわれる大正六年「早稲田騒動」は、大学の運営方針をめぐる改革派の現総長・天野為之と、保守派の前総長・高田早苗の派閥抗争の様相を呈していた。^①一橋大学「三大事件」のうち、昭和一〇年「白票事件」では、法律学関係教員のうち岩田新・本間喜一・孫田秀春が辞職して、残る法学教員は田中誠二ただ一人になってしまいが、この事件もまた、学内体制につき保守派の長老教授に対する、改新派の若手教授・助教授の不満が爆発したものである。^⑥

二 東京帝国大学・京都帝国大学の内紛・辞職事例

東京帝国大学・京都帝国大学の内紛・辞職事例と比較した場合にも、昭和二年九州帝国大学法文学部内訌事件は、その特異性（というより、ありていにいえば馬鹿馬鹿しき）において際立っている。

（一） 東京帝国大学

東京帝国大学における終戦後の末弘厳太郎・安井郁の教職追放（末弘の免官は昭和二十一年九月三〇日付、安井の免官は新制・東京大学に移行（昭和二十二年一〇月一日）後の昭和二十三年四月二八日付）は、田中耕太郎が、昭和一七年から一八年にかけて生じた安井郁の教授昇任問題（安井事件）での遺恨を晴らした、意趣返しへの報復措置と一般に受け取られているが、その経緯は、九大の昭和二年内紛のような子供じみたものではない。

1 安井事件

このうち、安井事件に関して、『東京大学百年史』は、次のように伝えるのみであるが、

〔昭和一八年九月〕二十三日、学部長（末弘厳太郎）より安井郁助教授を教授に推薦する提案あり、出席教授二名投票の結果これを可決（十一月十日昇任発令）。（註）この人事については推進・反対両論の間に一年越しの確執があり、可決と同時に田中耕太郎、横田喜三郎各教授は辞表を提出したと伝えられるが、公式記録はない。ただ十二月十六日再出席を見るに至るまで連続七回、両教授の教授会欠席が続くことが、伝承の真実味を裏付ける。制度上教授人事について発言権を持たない助教教授だけが中立であり得た。その助教教授団が遺留に動くことよって両教授も辞意を翻したといわれる。^①

事件の詳細は、南原繁や丸山真男によつて明らかにされている。以下、南原らの言をそのまま転記すれば、

南原 安井事件は東大法学部にとって本当に不幸な事件でしたね。事柄自体は国際法担当の安井郁助教授を教授に推薦するか、しないかという、ごく普通の人事問題だけれど、推薦の時期がきたにもかかわらず、主任教授の横田教授が教授昇任を提案しない。それでしびれをきらした末弘学部長が主任教授をさしおいて直接、教授会に提案した。そのために、この取扱いをめぐって反対していた田中（耕）・横田教授が辞表を出し、教授会が真二つに割れてしまった。收拾はしたもののこれはあとまで、しこりを残しましたね。ところで、安井君はもともとは立作太郎先生の門下ですね。

丸山 そうですが、教授会に推薦されたのは、立先生が大学を退官された後ですから、横田先生です。教授推薦が問題になったのは昭和十七、八年、大づめが十八年の暮でした。

南原 そう、助教授に推薦した人が、皮肉にも教授に推薦しないという立場に立った。その理由の一つは安井君の時流迎合ということだった。一貫性がない、つまり思想が徹底していない。あるときは新カント派的になり、あるいはソヴェエトにかぶれたかと思うと、ナチスを礼讃する。そのころはすっかり国粹主義というか大東亜主義的法律学などということをふりまわしている……。これではいかん、というのが批判点だった。

それにもう一つ、助教授昇進論文以後、ほとんど論文らしい論文を書いていない。グロスラウム（広域圏）の紹介とか、「国際法と国内法の関係」という論文にしてもほとんど学説の引用でうずまわっていて紹介でしかないという評価でした。しかも学外活動というとおかしいが、そういう活動ばかりやっているという……。

辻（清明） 当時の学外というと軍部ですか……。軍人、青年将校との交流があったという噂を聞いたけれど、どのくらい本当だったのですか。

南原 たしかにそれも一つの反対理由であった。

丸山 そして、その方面で横田先生の悪口を安井さんが言っているということが流れていたし、近衛（文麿）さんのいわゆる新体制にも関係しているということだった。ですから、横田・田中両先生とも、安井助教授を教授にすることについて、背後に時勢

の力が強く働いている、文部省や軍部が強く推しているという見方をもつておられた。ですから外のいろいろな形のプレッシャーに負けてはならない、外部の圧力に屈してはならない、というように言っておられた。

南原 いや、そういうことは何もなかった。安井問題では非常によく秘密が守られていたはずです。

辻 しかし戦後の公職追放（教職追放）問題では、このことが問題になっていますね。⁸

結局、「安井君の投票は——三分の二以上の賛成をとって教授に推薦という結果になった」⁹。丸山真男によれば、「田中・横田両先生が投票で敗れたのには、教授会の直前に、田中先生が個別に各教授を歴訪し、自分らが敗れたら辞表を提出するつもりだといわれたことが逆効果になった、ときいています。そういうやり方は一種の脅迫であると受けとられたんですね」¹⁰。ただし、南原繁によれば、「我妻（栄）君にあとで聞いた話では、山田三良先生がはじめは反対はあっても大丈夫だと樂觀しておられたのに、田中君と会って——お二人は非常に親しい間柄です——、田中君から猛烈にその主張を聞かされた。それで、山田先生も態度を変えられて、『安井を採用して田中・横田をやめさせるのは、銀を鉛にとりかえるようなものだ』といわれたとか。そのくらい、安井をとるか、田中・横田をとどめるかは二者択一だったようだ」¹¹。そのため、「教授会のあと、辞表が出たというので、私（南原）も一人で行って、田中君とも横田君とも話しました。そのときにはもちろんすぐには翻意はしなかった」¹²。

辞表撤回の経緯につき、田中耕太郎は、「この事件に責任のない助教諸君全員の、誠意が溢れるような留任勧告があったので、遂に意志を曲げ大学に留まることになりました」と述べるが、¹³他方、辞表撤回の際の法学部長・末弘厳太郎の仕打ちは酷いものであった。

丸山 田中・横田両先生とも、末弘学部長にともかく辞表を出したわけでしょう。それをもう一度返してもらいに行くわけですか。辛かったですよね。多年の対立といっても、その点、南原先生と他の二、三の教授とは全然ちがうんですよ。末弘学部長は一旦辞表を出したのだから返す必要はないといって——いやがらせてしょうけれど——すぐには返さないんですね。ここで復帰

すれば両先生は生ける屍になるという人までいました。両先生のためにもむしろ帰らない方がいいので……。

南原 いかにも未弘さんらしいやり方だね。そういう複雑な対立を考えると、ちょっと気の毒だけれども、そういうことを超えてゆくのが大学の自治には必要でしょうね。ゲマインシャフトとはそういうところだね。¹⁴

2 安井事件の背景事情

もつとも、未弘蔵太郎と田中耕太郎の確執に関しては、未弘の側にも言い分はある。戦後、田中が大学を退官して文部大臣に就任する際の（後述）新聞報道は、「好ましくならぬ閣僚候補」「田中耕太郎氏／学園管理弾圧の張本」として、田中の「かつてしば／＼うはさに伝へられた東大教授会における独裁ぶりや、反動的カソリシズムの闘士として進歩的学者の迫害——例へば平野義太郎氏に対する冷酷無情な態度、河合栄治郎氏の学閥追出し等に示した謀略」を挙げている。¹⁵ このうちの最後の「謀略」とは、田中耕太郎が法学部長時代（昭和一二年四月一五日—昭和一四年二月一七日）の「昭和一四年一月「平賀肅学」を指している。丸山真男によれば、「あれは、平賀讓総長と田中耕太郎先生〔法学部長〕と舞出長五郎経済学部長との、はつきり言えば陰謀です。著書が発禁になった河合を犠牲にして、この機会に経済学部の土方成美教授らのいわゆる革新派、つまりファツショ派を一扫しようという一種のクーデターです。教授の人事などは、学部から総長への上申があつて、それに基づいて文部大臣に取り次ぐのが本来のだけれど、経済学部教授会自治能力なしということを理由に、平賀総長が一方的に河合教授と土方教授の休職処分を文部大臣に届けてしまったのです。それで大問題になった。これがいわゆる平賀肅学で、両教授休職の上申で本格化したのが一月二八日です」¹⁶。

『東京大学百年史』には「昭和一四年二月」十六日、教授会（二日以来三回の教授会において平賀肅学の是非をめぐつて激論があつた筈であるが、議事録には何も記されていない）とあるが、¹⁷南原によれば、教授会の模様は、次のようなものであつた。

南原 そこで、そのときの法学部の教授会はたいへんだつた。夜おそくまで、電灯のもとで肅学問題を論じたんですよ。田中学

部長は平賀総長の決断を支持して、この処理について弁明をした。たちまち、強硬な反対意見——大学の人事は教授会で決定すべきものを乱したこの処理には納得できぬという——が末弘徹太郎教授から出た。穂積（重遠）先生も婉曲ではあったが反対される。先輩教授は大体そうだった。しかし大いに弁明して田中学部長を支持する人びとがあり、また学部長の意を体して、沈黙によって擁護する人もある。ぼくは例によって一人一党で、大学の名分として少なくともこの解決の仕方は間違いだと言論した。

私の結論と同じ人に高木八尺君がいたのですが、自分で声を荒らげたのを覚えていませう。¹⁸

田中耕太郎法学部長と舞出長五郎経済学部長が、学部事情に疎い平賀譲総長を利用して仕組んだ平賀肅学（大正八年に法学部から分離・独立した分家学部である経済学部における河合栄治郎派と土方成美派の派閥抗争を「喧嘩両成敗」で一掃した処分）は、末弘徹太郎や南原繁が糾弾するように、経済学部の学部自治・教授会自治を侵害するものである。にもかかわらず、法学部教授会で、田中学部長への同調者がいた理由は、丸山真男によれば、当時の東大法学部においては、田中を領袖とする派閥が主流派を占めていたためである。¹⁹その結果、「その〔平賀肅学の〕ときの法学部教授会は非常に面白いことには、これを是とする田中学部長を先頭とする意見がマジョリティです。これに対する反対意見の筆頭が南原先生。その南原先生に、法学部内の時局派つまり反田中派がくっついてしまったのです。小野（清一郎）、神川（彦松）、高柳（賢三）、杉村（章三郎）」というような人です。このときは末弘先生は革新派のほうに近くなっている、田中先生とは非常に仲悪くなっていた。田中はけしからん、ということでも南原先生の純理論に同調したのです。²⁰

もっとも、このときの教授会に関しては、さすがに末弘・南原ら反田中派主張の「筋論」が勝ちを収めた。その結果、田中学部長は、自ら仕組んだ平賀肅学を遺憾とする法学部教授会決議を総長に上申せざるを得なくなりましたが、ほかからぬ田中から抗議決議を手渡された平賀総長が激怒したのは当然である。これを受けて、二月一七日緊急教授会で田中は学部長辞職を表明。田中の辞意表明に、教授会では「一部の同僚の間に、俄になごやかな空気が漂った。それを見て僕は、いわゆる反平賀熱も、案外簡単なものだ。それは要するに反田中熱だと思った。……多数の同僚の態度は、辞める

理由などはどうでもよく、要するに僕が辞めさえすれば、それで問題が解決したと思っただけに見えました」と田中は述懐する²¹。その後、二月二三日教授会で南原繁が法学部長に推挙されるが、南原はこれを辞退、再選挙により穂積重遠が学部長となり（昭和一四年二月二七日―昭和一七年三月八日）、穂積の任期満了により末弘徹太郎が学部長に就任して（昭和一七年三月九日―昭和二〇年三月八日）、上記安井郁の教授昇任問題が組上に載ることとなる。

3 末弘徹太郎の教職追放

さらにその後、末弘徹太郎の任期満了に伴い、次期学部長には南原繁が選出される（昭和二〇年三月九日―戦後の同年一月二日総長選出により退任）。一方、田中耕太郎は、終戦直後の昭和二〇年一月八日教授会で文部省学校教育局長への就任（兼任）が承認され、昭和二一年五月七日勅令第二六三号「教職員ノ除去、就職禁止及復職等ノ件」（教職追放令）の策定に関与し、その公布（即日施行）直後の昭和二一年五月二二日には、第一次吉田茂内閣の文部大臣に就任して東大を退官するが、同月、末弘徹太郎もまた「一身上の都合により退官を申し出、教授会はこれを承認」しているのは、単なる偶然ではないだろう²²。

教職追放令は、教職不適格者の認定手続を、「別表第一」の該当者と「別表第二」の該当者に分け、「別表第一」の該当者については、審査委員会の審査判定によるが、「別表第二」の該当者については、審査委員会にかけずに不適格者の指定を行う。「別表第一」の該当者に対する審査委員会の審査に関しては三審制がとられ、第一審である教職員適格審査委員会（大学に関しては、各大学に設置された大学教職員適格審査委員会）の不適格の判定に不服がある者は、中央教職員適格審査委員会（第二審）に再審査を請求することができ、中央教職員適格審査委員会の不適格の判定に不服がある者は、文部大臣に特別の審査（第三審・最終審）を請求することができる（一方、文部次官の側からも、第一審・第二審の判定に対する不服申立ができる²³）。だが、これに対して、「別表第二」の該当者には不服申立の機会はないのである者を「別表第二」の該当者に落とし込んでしまえば、容易に教職追放ができることになる。

しかるに、文部省は、末弘が戦時中に参加した日本法理研究会を、「別表第二」五号所定の軍国主義または超国家主義団体に指定した。この研究会に参加した東大教授の中で、最も熱心だったのは小野清一郎であるが、同年五月二二日の東京朝日新聞朝刊（左掲）には「末弘殿太郎博士らの『日本法理研究会』」とある。ちなみに、同日は、田中耕太郎の文部大臣就任の当日であり、同じ東京朝日新聞の「新聞僚の横顔」欄には、田中新文相も掲載されている（記事の田中評には「時として接する人にドギツイ感じを与へ、共鳴者も多いと同時に反対側に廻る者も多い」とある）。

「法理研究会」は追放

教育裁判の忌避団体として槍玉に上った末弘殿太郎博士らの「日本法理研究会」をめぐって世論が沸騰してゐるので、文部省では改めて同会に対する見解を左の通り明かにした。

同会は昭和十七年五月設立され、その綱領、趣旨には「皇国の国是を体し、国防国家体制の一環としての法律体制の確立をはかり」「万法悉くわが国体の表現……」「西欧の法治主義の思想をもつてしては大政翼賛の実を完うせざるものあり……」などが明かに特別の政治的意図をもつてあることに鑑み、同会を好ましからざるものと指定した、しかし審査にあたっては各人につき同会との関係について詳細を調査し、あくまで慎重公正を期してゆく

そして、予期された通り、末弘殿太郎は、日本法理研究会の「要職を占めた者」と判定されて、同年九月三〇日内閣総理大臣辞令により東京帝国大学教授を免官となる。ところが、その後の東大の大学教員適格審査委員会では、末弘は不資格の認定を受けなかった。そのため世上では両者の矛盾が取り沙汰されたが、「この点文部当局では末弘教授の場合には文部省、大学いづれの審査委員会にもかゝることなく追放勅令の別表第二の規定により法理研究会の要職にあったものとして自動的に追放令該当者になったもので、大学の審査委員会とは関係がない」と説明した。²⁵⁾

4 安井郁の教職追放

以上の末弘の教職追放との対比において興味深いのは、安井郁の教職追放の経緯である。安井は教職追放令「別表第

二」の該当者ではないので、審査委員会の三審制の手続による。そして、その第一審である東大の教職員適格審査委員会は、安井を適格と判定した。ところが、文部省は、この判断を不服として、中央教職員適格審査委員会に再審査を請求したのである。その背景事情に関して、同年（昭和二十一年）一月二五日東京朝日新聞朝刊（社説）安井教授問題が教えるものは、次のように述べる。

東京帝国大学の教職員適格審査委員会が、法学部教授安井郁氏を審査して、適格の判定を下した。これに対し、文部次官が、中央教職員適格審査委員会に、再審査の要求をした点に関して「学問の自由」を挟んで、問題が起ろうとしてゐる。東大の委員会の決定に対して、文部省が異論をとなえることは、大学の自治権に対する侵害だという見方は、一つの見方であろう。しかし、大学当局と法学部教授団の大部分は、中央委員会の決定まで静観するという態度をとっているようであるから、必ずしも文部次官の「控訴」自体が、自治を侵すものとは、認めていまいと思われる。そうすると、問題は中央委員会に、どこまで文部省の権力が影響するかという点が「学問の自由」が侵されるかどうかということになり、問題は今後に残されているものと解されるのである。われ／＼は、中央委員会が、公正にして妥当なる判定を下して、紛争の拡大を回避することを期待してやまない。

しかし、同時にわれ／＼は、今回の問題が、従来の大学対文部省の間起った「学問の自由」問題とは、かなり違った意味をもっていることを指摘し、今後本問題の発展を注視しなければならないと思うのである。従来の「学問の自由」の問題は、時の政治勢力または文部官僚と、大学との争いであつた。しかるに、今回の場合は、田中（耕太郎）文相も、山崎（匡輔）次官もついでこの間までは、東大教授として教壇にたつていた人達である。ことに、東大の学生の一部が指摘したところによれば、「田中中学閥」の陰謀であるといわれる。また、安井教授問題と関係して、末弘巖太郎博士と田中耕太郎博士の法学部内における対立関係が報道せられている。これらの点から考えて、今回の問題が、いわゆる「学問の自由」擁護という焦点に、ハッキリと結びつき得るかどうかは、疑問の余地があるように思われる。どちらかといえば、大学内の派閥の争いを、外部に延長したものと考えられるのである。

この社説に対して、田中耕太郎文相は直ちに反応して、翌二月二六日午後二時二〇分より文部省の大臣室で記者会見を行い、記者団の質問に次のように答えている。²⁶⁾

問 安井教授再審査について報道されてゐるがあれは真相か

答 真相でないことはないが、事実とは遙かに遠いものである、この事情をよく知つてゐる人は相当あるがその人の声を聴かれないのが世の中の状態だ、しかし了解される時期はあると思ふ

問 安井教授も再審査をめぐつて田中閣などといはれてゐるが、大臣は立場を鮮明にしないか

答 自分はいま公の立場にあるので材料はあるがいますぐ証明することはしない、それは中央教職員適格審査委員会との関係もありまた誤解を受ける恐れがあるからである、しかし証人としてのぞまれ、ば応じよう

問 文部省の適格審査委員会で適格としまつた場合はそのまゝか

答 大臣として再審査することは出来る

問 大学の緑会あたりで大学の自治干渉などと叫んでゐるが

答 自分ほど自治を守つたものはない、何故ならどの委員会でも必ず部外者など入つてゐるが私がこの大学の審査委員を決定するに当つては全く部外者を除き大学関係者だけを審査委員にした、この事情も知らないで、学生などが騒ぐのは法律を理解しないものといへる

ついで末弘博士追放問題の質疑に対し次のやうに答へた

末弘博士は日本法理研究会は政治団体ではないといつてゐるが同会規約の綱領には明らかに政治意図を持つてゐる、また同会の要職問題云々については末弘博士は理事以上の要職についてゐたことは間違ひない、そのほか昭和十八年「軍事援護学会」にも関係してをりその行動は迎合的であつた、法理研究会とはなんであるかはつきり究明すれば末弘博士には不利である、東大における適格審査委員会は個人の行動よりもむしろ著述に重点をおいて審査してゐる

翌昭和二年一月二二日、中央教職員適格審査委員会は、いったんは安井を適格と判定する。新聞記事には「文部省がこれに対し不服ならば第三審としての文部大臣決定権があとに残されているが田中文相の辞任、山崎文部次官の辞表提出で安井教授の適格はこのまゝ本決りとなる模様」とあり、田中耕太郎は一月三十一日に文部大臣を辞任、山崎匡輔も二月一〇日に文部次官を退任する。ところが、その一方で、安井の適格を判定した中央教職員適格審査委員会は解散してしまい、改組のうえ二月二六日に再発足した委員会は、四月一七日安井の不適格を通過したのである。⁽²⁸⁾これに対して、安井は、第三審（最終審）である文部大臣への不服申立を行ったが、翌昭和二年三月八日文部大臣（森戸辰男）は、教職追放の最終的判断を下した。⁽³⁰⁾

（二） 京都帝国大学

京都帝国大学の内訌事件としては、昭和八年滝川事件の際の辞職組と残留組・復帰組（および滝川事件で生じた欠員補充のための新規採用組）の分裂と、戦後の滝川の教職復帰・法学部長就任に伴う残留組・復帰組の大量離職、「滝川人事」により新たに採用されたスタッフと、依然多数を占める戦前からの残留組・復帰組（およびその弟子たち）の間のぎくしゃくした関係が知られているが、大正八年の法学部への組織変更と経済学部との分離・独立以前の法科大学時代においても、明治四〇年の教員辞職をめぐる学内の動揺と、大正二―三年沢柳事件の際の教授間の内紛がある。

大正八年以前の法科大学時代の教授・助教授の離職者は、【図表2】に掲げた一三名であるが、このうち臨時台湾糖務局長から引き抜いた〔1〕新渡戸稲造は、わずか二年で第一高等学校校長兼東京帝国大学農科大学教授として引き抜かれ、〔3〕仁井田益太郎・〔4〕春木一郎・〔10〕石坂音四郎も、母校・東京帝大に引き抜かれたものである。一方、〔13〕巖谷孫蔵（第三高等学校教授であった明治三二年二月に法科大学の創設事務を囑託された最初期のスタッフ）は、

九州帝国大学法文学部内証事件（七戸）

	氏名	生年	生地	出身大学（卒年）	助教着任	教授着任	離任	転出先	没年
〔1〕	新渡戸 稲造 （たかみよしの）	文久2・8・8	岩手	明14札幌農学校		明37・6・14	明39・9・27	一高校長兼東京帝大教授	昭8・10・15
〔2〕	高根 義人	慶応3・7・11	福岡	明25帝大法		明33・4・2	明40・2・4	弁護士	昭5・7・14
〔3〕	仁井田 益太郎 （はるまいたる）	明治1・10・15	福島	明26帝大法		明33・12・22	明41・7・9	東京帝大教授	昭20・1・17
〔4〕	春木 一郎 （はるき いちろう）	明治3・7・18	京都	明27帝大法		明34・3・2	明45・5・31	東京帝大教授	昭19・3・6
〔5〕	伴房次郎 （はなぶさ じろう）	明治7・9・30	京都	明35東京帝大法	明36・12・21		明45・7・12	小樽高商教授	昭31・11・19
〔6〕	岡松 参太郎 （おかまつ さんたろう）	明治4・8・9	宮崎	明27帝大法		明32・9・11	大2・12・31	本官自然廃官	大10・12・15
〔7〕	岡村 司 （おかむら じ）	慶応2・12・14	茨城	明25帝大法	明32・8・3	明35・9・9	大3・3・3	弁護士	大11・3・23
〔8〕	勝本 勘二郎 （かつもと かんじろう）	慶応2・12・12	三重	明26帝大法	明32・10・16	明35・9・12	大3・7・11	弁護士	大12・12・17
〔9〕	井上 密 （いのうえ ひそか）	慶応3・10・2	千葉	明25帝大法		明32・9・11	大4・3・14	休職満期免官	大5・9・13
〔10〕	石坂 音四郎 （いしざか ねしろう）	明治10・12・9	熊本	明35東京帝大法	明36・5・27	明40・5・14	大4・7・30	東京帝大教授	大6・4・21
〔11〕	富田 山寿 （とみだ やまこと）	明治12・3・10	熊本	明37京都帝大法	明41・9・1	大4・3・11	大5・2・23	病没	大5・2・23
〔12〕	モリ 勝元 （もり かつもと）	明治7・3・17	兵庫	明31東京帝大法	明33・8・10	明38・7・6	大5・3・13	弁護士	昭20・1・26
〔13〕	巖谷 孫藏 （いわがや ぞんざう）	慶応3・8・2	佐賀	明17東京外語独		明32・9・11	大6・7・15	病氣退職	大7・11・13

【図表2】 京都帝国大学法科大学教授・助教離任者一覧（大正八年法学部への組織変更・経済学部分離まで。離任順）

すでに明治三五年清国政府の招きに応じて、京都帝大教授在職のまま北京大学堂仕学官正教習として清国に赴任しており、その後大正二年に就任した大総統府法律諮議を大正六年病氣退職するとともに京都帝大教授も退官したものである。〔6〕岡松参太郎も、明治四〇年後藤新平の招きに応じて、教授在任のまま南満州鉄道株式会社（明治三九年設立）理事に就任していた（大正二年の失職事由については後述する）。これに対して、〔9〕井上密は、大正二年京都市長就任に伴い休職処分となっていたところ、大正四年の離任は、休職期間満了により失官したものである（後述）。

すこぶる違和感を覚えるのが、明治四五年留学から帰国後、通常のキャリアパスであればそのまま教授に昇任するところ、新設の小樽高等商業学校（現・小樽商科大学）教授として転出した〔5〕伴房次郎である（後述）。さらに、教授職を辞して弁護士に転じた四人——〔2〕高根義人・〔7〕岡村司・〔8〕勝本勘三郎・〔12〕毛戸勝元——についても、背景事情は複雑であるが、このうち、明治四〇年に辞職した〔2〕高根義人に関しては、潮木守一『京都帝国大学の挑戦』³²⁾が、法科大学のカリキュラム失敗の引責辞職との見解を唱えて以降、『京都大学百年史』をはじめとする以後の文献は、潮木主張の引責辞職説に依拠している。³³⁾

1 明治四〇年——高根義人の辞職をめぐる学内動揺

明治三三年の演習科（『ゼミナール』履修・卒業論文作成の必須化に加えて、明治三六年の学部四年制から三年制への短縮は、東大の暗記型・詰め込み教育との差別化を企図した、後発帝国大学たる京大の挑戦であったが、しかし、高等文官試験の合格者数の低迷が、明治三九年帝国議会で取り上げられて、新聞も京大批判の記事を掲載するようになり、京大への進学希望者も減少して、地元・京都の三高ですら、成績優秀者は京大を敬遠して東大に進学するようになる。そのため、法科大学の教員間では、卒業論文の廃止と四年制への復帰（すなわち京大独自のカリキュラムの放棄と東大型カリキュラムの採用）をやむなしとする派と、あくまで京大独自のカリキュラムを堅持しようとする派の間で内部分裂が生じたが、結局、明治四〇年一月一七日教授会で、卒論廃止・四年制復帰の改正案が可決された。京大独自の自由で創造的なカリキュラムの推進者であった高根義人は、当日の教授会を欠席しており、翌二月四日に京大を辞職した。これは、カリキュラム失敗の責任をとった（あるいはとらされた）ものである、というのが、潮木守一『京都帝国大学の挑戦』の仮説である。

（一）三教員の辞職報道

ところで、高根義人辞職の噂は、上記明治四〇年一月一七日教授会以前から新聞で報道されており、読売新聞明治四

○年一月九日朝刊「法曹附録」（毎週水曜日発行）には、高根の写真も掲載されている。ただし、記事の内容は、高根の話題だけではない。見出しには「三博士京都大学を去る」とあり、本文は、次のようなものであった。

京都法科大学は不日將に其の錚々たる三博士を失はんとす其一は

▲仁井田益太郎博士 にして博士は其の担任せる民事訴訟法の講座に後任者を得次第東京帝国大学に転任すべきこと久しき以前より予定され居りしが今般其事いよく確定し遠からず発表せらるべし其二は

▲高根義人博士 なり近々辞職の上東京に於て弁護士の業を執らるべし但博士は健康尚十分ならば住宅は大森辺に卜することゝならんか其三は

▲岡松参太郎博士 にして南滿州鉄道会社の理事たるべく目下交渉中に係る但其の成否は未だ卜すべからずと

さらに、翌週一月二三日朝刊「法曹附録」は、「滿鉄理事たるべき法学博士岡松参太郎氏」の写真に掲載していることから、世上の関心は、ひとり高根のみならず、教授が一気に三人も抜ける点にあったことが分かる。

（2）五教員の辞職報道

だが、その間に高根が学生に対して行った告別演説が揣摩憶測を呼んだらしい、翌週一月三〇日朝刊「法曹附録」は、「京都法科の大動揺／四教授一助教授去らんとす」との見出しの下に、先の記事より二名多い五人の教員の退職の噂を報じるとともに、それが教員間の何らかの内紛に基づくものであるかのごとき、いかにも思わせ振りの言い回しをしている。記事の全文を転記すれば、以下のごとくである。

岡松参太郎、仁井田益太郎、高根義人の三博士が京都法科大学を去られ候由は前の本附録に記し置き候が追々其後の形勢を承はり及び候に右は却々単純なる一の出来事には無之候て幾多の波乱を捲き起すべき先駆の一波瀾たるものらしく険悪なる低氣圧は今正に該大学を蔽ひ居候即ち該大学は内部の動揺混乱漸く甚しく風雲日々に急を告げ申候

尤も仁井田博士が東京の法科大学に転任され候一事は余程久しき以前より予定され居候こと小生等の確かに聞知致居候事実にて

今回の動揺に基きし訳には無之又岡松博士が満鉄理事たらんとせらるゝも右に原因せし訳には無之此両博士の転職は動揺の結果には非ずして却て動揺の原因を成せしものに御座候やに信ぜられ候

斯くて高根博士の辞職こそは全く大動揺の結果なれと思はれ候而も動揺は一高根博士に止まらず教授法学博士勝本勘三郎氏に及ぼし助教教授法学士末広重雄に及ぼし此両氏も亦袂を連ねて去らんとするやに承まはり候

現に高根博士辞職の風説の如き同博士平生の主義より推し候へば当然無根の風説とせざるを得ず候に事實は居然事實にして博士は既に学生一同に向ひ今一週間を期して退任すべき旨を述べ滔々告別演説を致され候由に候而して博士が教授を罷めて弁護士とならるゝとは決して博士の本意に非ざるべきことは博士の平生を知る者の皆首肯すべき所に候を今斯く之を事実に見るに至り候は亦以て其の間に已まんと欲して已むべからざるものあるを知るに難からざるべく候

且夫れ博士が該告別演説に於けるに何やら奥歯に挿まりたる或る物ありしことは之を聞きし学生一同の確かに首肯して互ひに顔を見合せたる所に候

此の如くして動揺は動揺を生み混乱は混乱を来し一波万波遂に勝本末広両氏をも拉して此渦中に惹入れ候は其事の決して爾く些細ならざるを想ふに足り申すべく候

人心洶々と申すもチト大袈婆かは知らず候へども勢此の如くなれば少くとも法科学生間の人心は確かに洶々として勉強など手に着かず寄ると触ると是沙汰のみにして皆々雲行を見ては一顰一笑致し居り中にも過激なる学生は『寧ろ京都法科大学をして全滅せしめよ』など高き呪詛の声を挙げ候者有之やに候

曩に本附録に於て三博士が京都大学を去る旨を簡単に報道致候節気早なる某新聞紙は一面に政府が学者を待遇するの菲薄なるを責め他の一面に学者が待遇の厚薄によりて其地位を撰ぶの薄徳たることを責め候ひしが此論固より真理たるを失はず候へども而もそは唯だ一般の場合に於ける真理にして該大学の動揺は而く単純なる金銭問題には無之、ヨリ困難なる、ヨリ複雑なる事情に出でしことは疑ひを容れざる所に有之単純なる金銭問題を以て彼等諸学者を觀るは余りに彼等諸学者を侮蔑せしものに御座候

小生の報道も亦奥歯に物の挿まりたる看あるを免かれず候へども目下の事情として是れ以上を申上げ難く他は追々形勢の変化若くは発展に待つて亘細申し上ぐべく候

(3) 勝本勘三郎の抗議

右の記事に激怒したのが熱血漢・勝本勘三郎であり、翌週二月六日（高根の辞職（二月四日）の二日後）「法曹附録」には、勝本の抗議文と、これに対する反論記事が掲載されている。以下、見出しも含めて全文を転記すれば――、

京・都・法・科・動・揺・に・付・て

前回の本附録に掲げた「京都法科の大動揺」と題する記事に付て勝本博士から左の書面を寄せられた

一月三十日法曹附録に京都法科の大動揺云々の見出有之、中に險悪なる低気圧云々の記事有之、高根氏の去て弁護士たらんとするは其動揺の結果云々、小生末広氏まで其渦中に巻込まれ職を去らんとす云々、皆な跡形もなき憶説、畢竟事を好む者の誣言記者の如き新聞界に重望を負へる人の輕信是を掲ぐべきことに非ず、足下の信用に關すること渺からざるべし敢えて告ぐ頓

首

勝本勘三郎

勝本博士が直情径行で毫も矯飾の無い率直の品性は我々の尊敬して居る処で我々は妄りに博士の此書面を否認することは決して好まないが併し前号の記事も亦決して根柢なく掲げたものでなく少くとも煙の揚る処必ず火ありと云ふ陳腐な言葉が真理たるを失はぬ間は亦卒然として之を取消すことは出来ぬ

現に京都帝国大学総長木下（広次）博士が既に辞表を出したとか書いたとか云ふことは他の新聞紙も報じて居る事実である、理由は病氣と云ふのであるが日本に於ける官吏の辞表は如何なる場合にも病氣を以て唯一の理由とすべく決して他の理由を許さぬことが儼然たる一の不文法を成して居ることを忘れてはならぬ

我々は無用な秘事を許くことを好まぬが事茲に至れば多少の機微を漏すも亦已むを得ぬことであらう

岡松博士が満鉄理事たらんとするに付ては可成在官の儘だと云ふ希望があり文部大臣の認可さへあれば出来ることなので之を木

下総長に謀つたソコで総長は直に大臣に申請すれば可かつたのを何と思つてか教授会の議に附した、教授会では人情上は兎に角正面から論ずれば顧問などならば可いが理事と云ふやうな職に就くには在官の儘では宜しく無いとの論で否決した、斯うなると総長も今更大臣に申請もされず去りとして其儘に打棄てゝも置けず頗る窮地に陥る而して教授達も一体こんな事を教授会に掛るのが間違だと論ずる総長益々閉口の姿であつたのは事実である。

高根博士転職の事も其の告別演説が平生の言葉のみを以て満たされなかつた事も共に事実である博士が弁護士となれば商法学者殊に手形法学者の事として我邦屈指の有力な某々二三銀行で博士を顧問にしたいとの話もあつて単に黄白よりすれば弁護士の方が利益であるも博士の性質として弁護士たることを好まぬ而く好まぬに拘はらず博士が決然教授を罷めるのは罷めざる能はざる博士の気骨に因るのである

我々は勝本博士其他諸博士に対する平生の敬意より妄りに筆舌を弄することを避け徐ろに他日を期することにしやう

其の統報

前項記載の後更に少しく知り得たる所があるから之を報じやう

▲勝本博士の辞職説は博士の声明の通り全く訛伝であつた是は岡田〔朝太郎〕博士が東京法科を去られて以来牧野〔英一〕博士が講師として刑法講座を担当され別に教諭が無いので仁井田博士の例から推して刑法学者の勝本博士が東京に転任されるだらうとの想像から出た訛伝らしい茲に謹んで同博士に謝する

▲末広助教の辞職説も間違らしい是は同氏が曾て清国北京の法律学堂に行くとか行きたいとかの話があつたから起つた説で今は其事は無い

▲仁井田博士の事は無論確実である其の後任と云ふのは目下独逸留学中の雉本〔朗造〕法学士で遠からず帰朝するから九月の新学年より同学士と代り博士は東京法科に転任される筈である

▲岡松博士の満鉄一件も亦事実で前項にある教授会議の結果として博士は教授として満鉄の顧問となるか又は満鉄の理事とし

て京都の講師となるか二者必ず其一になるであらう而して京都法科に於ける博士の授業時間は孰れにしても多少減ずるであらう是も目下留学中の法学士石阪〔坂〕音四郎氏が帰朝次第博士の担任の講座中の一部分を担当して其缺を補ふ筈になつてゐる

以上は平々坦々別に風波といふ程でも無いが去ればと云つて京都法科は平穩なりとするは太早計である夫は左の二三氏の行動が証拠立てゝ居る

▲織田博士 も辞職するとの風説があつたが此風説は全く無根である併し教授は罷めぬけれども法科大学長のみは罷めたい意思が無でも無く既に多少其意を親交ある人に漏らした事がある但し此が事実となるか否かは固より不明である

▲高根博士 辞職の事は愈々事実で其の講座は毛戸博士が担任されることも確定して居る而して問題の焦点は全く高根博士に在る由来教授では到底二千元以上にならぬが弁護士となれば腕次第幾可にでもなる、少くともなる望がある夫に博士は交際は広い大に金の要る事情があるので其点から弁護士になるのだとの説もあるが是はチト酷評で博士は平常最も人格を重んじ実業家よりも学者になれ区々たる金銭などに目が眩んでは不可ぬと常に唱へて居る人で金銭の為に弁護士となると云ふのは博士を知れる者の信ずる能はざる処である殊に博士の告別演説は前にも書いた通り頗る意味深長のものであつたことは之を聞いた人々の一致して話し合つてゐることである況んや単純なる金銭問題位ならば本学年の終まで留任して講義の結末をも告げる筈なのに学年半ばに倉皇として去ると云ふのは到底タゞ事では無い又況んや博士の後を承ける筈の

▲毛戸博士 は「僕は他人の後始末などは知らぬ」と公言したことがあるに於てをやで此一言は其の裏面に伏在してゐる何物かがあることを示すに足るものである

▲田島錦治博士 かゝる幕に必ず其顔を見なければならぬのは田島博士であるが同博士は大学の教室で「金に目が眩れるやうな奴が何になる」と公言し且是も教室で盛んに教授責任論を唱え「予は原籍を京都に移して居る是は決して妄りに其職を抛つての意なきことを示すのである」と公言された此等の言葉が何を諷刺したかは聞く者の直ちに首肯し得る所である

元来東京の法科などは同じ教授と云ひ博士と云内にも師弟の関係、先輩後輩の関係などで自然に幾多の階級を有して居るから其

間に弊害もあるが同時に仲間の平穩を保ち易いが京都の法科は之に反し大抵同学の友人揃ひ、年少氣鋭の人揃ひであるから活発進取の気が満ちて居ると同時に一旦風波が起ると駕御鎮撫の人が無く互ひに遠慮なくイガミ合ふと云ふ事情を免れぬ現に法科修学年限三年制を始め幾多の新制度に対し初より異論があり今に絶えぬ位であつて地位、待遇、情実など人の身の上に係ることに付ては尚更小面倒なのは勢の已むを得ぬ所であらう

何にせよ前号の報道はチト仰山に過ぎたかは知らぬが併し決して、無根の風説では無い果然煙の下には火があるのである

勝本勘三郎の東京帝大転任の噂は、前年（明治三九年）の新渡戸稲造の引き抜きに続いて、仁井田益太郎も引き抜かれたことから生じた類推である。末広重雄（政治学）の北京・京師法律学堂（明治三九年設立）行きも、明治三五年巖谷孫蔵の北京大学堂行きからの連想であらう。教員が皆、低迷する京都帝国大学に見切りをつけて出て行くのではないか、との学生の疑心暗鬼が手に取るようである。一方、高根義人の退職理由に関して、記事は依然として持つて回つた書きぶりに終始する。ただし、高根義人の前に、織田万の辞職の噂の件が取り上げられている点は、いささか気になる。織田は、明治三四年一月三十一日の法科大学長就任以来、カリキュラム改革の責任者であつて、失敗の責めを負うべき筆頭だからである（その後、同年（明治四〇年）五月一〇日に法科大学長を退任するが、大学は辞めていない。後述）。

（4）動揺の終息

翌週明治四〇年二月一三日「法曹附録」は、勝本勘三郎の演説により、教員の退職をめぐつて生じた学生の動揺が落ち着いた旨を報じている。「京都法科大学、静穩に復す」と題する記事の全文を転記すれば、以下の通り。

世人をして坐ろに成行を案ぜしめた京都法科大学の動揺も前週中に於て遂に無事鎮静に復し総ての問題もそれづくに解決された我々は該大学の為め又我が法学界の為め深く之を賀せざるを得ぬ

▲勝本博士の演説

教授勝本博士は此事を告げて学生を鎮撫すべく過日教室に於て学生を集め其の授業に先ちて一場の演説を試みられた其要に曰く

京都大学の動揺といふ噂が起つて世間大分ハケ間敷成りし故私は聊か之に付て述べやうと思ふ

先づ高根教授退任の事より説明せんにはは一身上の關係にして別に何等の事情あるに非ず恰も文官が転任する如く其人の都合によりて為すのみ敢て重大視するに足らず而して其の後は毛戸教授之を引受けらるゝことゝなれり

仁井田教授転任の事は今に始まりたる話に非ず殊に是には適當の後任者もあれば毫も憂ふべきことに非ず

末広教授も曾て支那へ行かんとせしも是れ只我國の勢力を支那に扶植せんとする熱情に出でしに止まり格別の理由なく而もそれさへ今は思ひ止まれり

岡松君も満鉄に就職することはあるべきも本大学を退くことは断じて無し

私に至つては全然無根にして仁井田博士の例より推し東京の刑法講座に転ずるならんとの想像に過ぎず私は決して此京都大学を去る事なし此処に根城を据えて諸君には御迷惑かも知らぬが断じてこゝを動かす既に家屋さへ買入れ居れり（学生之を聞きて感激已まず拍手堂に満ちたりし）

要するに京都大学には今日別に何等の動揺もあらず私共は却て之を機会として相謀り誓つて本大学の為めに尽くし一生懸命に諸君の為に指導の任を尽くすべく腕によりをかけてやる積りなり諸君も亦京都大学を良くするやう一生懸命勉強せられたし文官試験の成績の如き追々に好くなり現に本年度の如き十人の志願者中四人の及第者あり三分の一強の及第を見し訳にて前年と比すべくもあらず且本大学は東京大学に比して亦優良の点もあり教師一同いよく一致協力して全力を尽くすべく諸君も亦外部は勿論内部の流言にも惑はさるゝ無く一意精勵せられんことを望む

博士が此演説は其の熱誠なる人格によりて益々学生の感動を惹き学生一同全然其堵に安んずるに至つた勿論此際法科大学長たる織田博士から一言の演説を聞かなかつたのは学生の稍物足らず感じた所であるが固より不平と云ふ程の事は無く先は全く落着を告げたものと見てよい

▲岡松博士の事確定す

岡松博士は教授在官のまゝ、満鉄顧問となるか教授を罷め講師として満鉄理事となるかの外なき形勢であつたが事は意外に幸福に運び今度いよいよ、教授在官のまゝ、理事となることゝ為り既に文部大臣の認可を経て確定した

▲高根博士の後任

是も前記の通り毛戸博士が之を襲ふことに確定し既に前週の土曜日から毛戸博士が講義を続行された筈である

▲高根博士の上京

高根博士は去る九日いよいよ、東京に向つて京都を去られた就ては其の前日法科の教授学生一同二百名ばかり送別会を同科の東大講堂に開き織田学長先づ起つて法科動搖説の訛伝なることを説きて送別の辞を述べ次に学生総代は本大学現行制度の主張者にして高潔熱誠なる良教授を失ふことを悲しむ旨を演説し最後に高根博士は一同に深厚なる謝意を述べ自己の辞職につき一場の演説を試みて散会した（演説の要領は次回に譲る）

翌週の高根義人の演説記事に移る前に、岡松参太郎の満鉄理事就任に伴う京大教授の地位について付言しておく、満鉄の設立に伴い制定された明治三十九年八月四日勅令第二〇九号「南滿洲鉄道株式会社ノ職員ト為リタル官吏ニ関スル件」は、「在職官吏ニシテ南滿洲鉄道株式会社ノ職員ト為リタル者ニ関シテハ明治三十七年勅令第百九十五号ヲ準用ス」る旨を規定していた。明治三十七年勅令第一九五号とは、次のようなものであり、教授任官のまま満鉄理事になることは、制度上許されていたのである。

「外国政府ニ聘用セラレタル官吏ニ関スル件」(明治三十七年八月二十九日勅令第一九五号)

- ① 在職官吏ニシテ許可ヲ受ケテ外国政府ニ聘用セラレタル者アルトキハ其ノ聘用中ニ限り臨時其ノ官ヲ増置セラレタルモノトス
- ② 前項ノ官吏ニ対シ必要アルトキハ特ニ在職者ニ関スル規定ヲ適用スルコトヲ得
- ③ 前二項ノ場合ニ於テ俸給ハ之ヲ停止シ旅費ハ之ヲ支給セス

(5) 高根義人の告別演説

さて、いよいよ高根義人の告別演説に移ろう。潮木守一『京都帝国大学の挑戦』は、「京都法学会雑誌」二卷三号（明治四〇年四月一〇日発行）「雑報」の「本会臨時大会ト高根博士送別会」（八七頁以下）を引用するのみであるが、³⁴読売新聞明治四〇年二月二〇日「法曹附録」「京都法科大学教授・高根義人博士の告別演説」の伝える内容は、はるかに詳細である。以下、全文を転記すれば――、

法学博士高根義人氏か京都法科大学教授の官を辞して京都の地を去るに臨み同大学の送別会に於て自ら其の辞職理由として一場の演説を為したる旨は前に報ぜしが同大学の動揺も一応落着せし今日今さら其の裏面を云々するも心なき為なれば暫く沈黙を守り兎に角に問題の中心となりし同博士の演説を大略茲に報道すべし

予の辞職は三の理由あり

予は宿痾に侵さるゝこと既に久しく今後永く勉学に堪ゆるや否や窃かに憂慮に堪へざるものあり由来予は最も大学教授の職を榮とし居れるものにして苟も教鞭を大学に執る者は斯道の先達として世の学説に後れず常に其の先頭に立つことを要す而して世の進歩は極り無く法学の如き進歩に後れざらんことを欲せば寸時も書卷を閉づるの暇あらざるべし予は今日まで少くも此の決心を以て勉めたりき而も予が職を本大学に奉じてより歳を重ねること少からざるも講義のノートの内容は常に殆ど同じ此の殆ど同じ講義を為す間にも世の進歩に後れざるべく百家諸子の学説を窺くべく其劳苦実には少からず即ち尋常一様の勉学にては到底及ぶべくもあらず而して此の如き勉学は宿痾ある予の能く堪ゆる所なるべきか人生七十と見て予が病軀は六十歳を算し得ば多幸なるべく果して然らば余す所は二十年にして此二十年間果して能くノートの進歩が世の学説の進歩に後れず以て諸君の先達たり得べきか予は予の過去に徴して疑ひなき能はず若し予にして一日世の進歩に後れば是れ害を諸君に及ぼすものにして此の如くして猶在職せば徒らに後進有為の途を塞ぐものたり曠職の罪最も多大なるべし是れ予が退任の第一の理由なり

学府を去りて野に下る亦其の時機あり好機を得ざれば不可なり是れ予が今日に於て突然退任する所以にして時機は退任の第二

理由なり

予が經濟上の事情も亦理由の一たらずとせず但だ他の諸教授が同じ俸給にて在職せらるゝに予のみ在職し得ずと云ふの理なし故に此点を以て予を責められなば予は其答弁に窮すべし而も予は今日迄の位置より經濟上の事情を以て退任の理由と言ひ難し若し予が一切の事情を公言し得るの身分とならば其時始めて公言すべし是れ或は何善なるべし然れども孔子も七十にして心の欲する所に従ひ其閑を躐えずと云へり孔子にして尚七十に及べり吾人凡常の徒は心未だ至らざるも外形なりとも善に従はざるを得ず従つて何善も亦予の敢て辞する所に非ず是に於て乎尚教授の名稱を存する今日に於て金錢上の事情の如き汚きことを言はざるべし只諸君之を諒して可なり退任の第三理由は即ち是なり

予の退任に付ては端なくも無根の流説を伝へ或は京都大学に内訌あるが如く或は予が騒動の張本なるが如く又或は予の告別演説に何か奥歯に物の挟まりたるが如く伝へ東京の読売を始め京阪諸新聞に種々記載ありしも是れ皆訛伝にして何等の内情あるに非ず只予が一身上の都合より辞職するに過ぎず尤も予の演説に奥歯に物の挟まりたるが如きものありしは事實なり是れ予が在職中は予の性格として經濟上の事情を云々するに忍びざるを以て此点に付き諸君の洞察を請ふと言ひしに外ならず本大学に何等の動揺なきは予の玆に明言する所なり

予は今回辞職して実業界に入るに付き左の決心を有す

- 一、学府より野に下るは予を以て嚆矢とす而して学府より野に下りたる者の挙動如何は多少世人の注目を惹くべく予は之に付て深き責任を感じ其の責任に負かざることを期す
- 一、大学教授は高尚の職なるに弁護士は多少之と趣を異にす予が今前者を棄て、後者に入るには後者の社会の革新に付て少しく希図する所あり

一、予は平常諸君に対して人格の事を説けり人は其の使用者たると被用者たるとにより人格の高下を来さず人格の高下は一に其職業に対する心掛如何に在り予は弁護士と為るも誓つて此主義に背かず請ふ刮目して之を觀よ但だ予が此主義を実行するに

は諸君の声援を希望す而して予も亦京都大学の為には将来と雖も依然十分に尽くし得るの限を尽くさんとす

結局、高根義人自身は、「経済上の事情」「金銭上の事情」を仄めかす一方、内証や引責辞職については「無根の流説」「訛伝」と切り捨てるのみである。これは、高根が最後まで「大人の態度」に徹したためであろうか。

この点との関係で興味深いのは、高根の辞職の三か月後の五月一〇日、織田万が法科大学長を退任した際の、読売新聞明治四〇年五月一三日「織田万京都法科大学長／辞任後は教授で勤務」の記事である。

京都法科大学長織田万氏が頃日同学長を辞任したるは南滿鐵道に入社せる為めなるが如く伝ふるものありたるも同氏は假令其学長を辞したるも依然同大学の教授たるなりと云ふ

これもまた、勝本勘三郎の東大転出や、末広重雄の北京行きと同様、岡松参太郎の満鉄理事就任から連想された噴飯物の空想である。しかし、すでに見たように、織田の辞職の噂は、高根の辞職と関連づけられる形で以前から流れており、その背後には、高根義人教授がカリキュラム改革の失敗の責任をとって大学を去った以上、改革の責任者である織田万法科大学長もまた当然に大学を引責辞職するであろう、との憶測が控えていた。しかし、実際には、織田は、法科大学長を降りただけで、高根のように大学は辞めていない。となれば、振り返って、高根義人の引責辞職の話もまた、疑心暗鬼に陥り動揺する学生の思い描いた、いかにも若者が好みそうなミステリアスでロマンチックな空想にすぎず、実のところは、他人には言えない何らかの理由で借金を背負い込んだだけ、と考えるのが穏当な推測のように思われる。ここでは敢えて、通説とは正反対の、身も蓋もない仮説を提起しておく。

2 明治四〇年——法科大学長互選と木下広次総長の辞職

だが、これに対して、その後、高根義人と同じく大学を去って弁護士に転じた岡村司と勝本勘三郎に関しては、事情が大きく異なる。

事の発端は、辞任した織田万の後任の法科大学長の選出方法にあった。教授たちは、自らの互選によって法科大学長

を決めようとしたのである。³⁵この手続は、文武官の任免を天皇大権とする明治憲法一〇条に反する、というのが当時の文部省の見解であったが、総長・木下広次（彼は一高校長時代に寄宿舎を学生自治に委ね、京大でも法科大学の挑戦的なカリキュラムに賛成するなど、基本的に自主・自由を尊重する人物である³⁶）は、「自分は見ず聞かずの立場に立ちたい」として黙認、織田後任の法科大学長として井上密が当選し、木下総長は「選挙ノ結果」の文言を削除したうえ文部大臣に具状したが、その二か月後の明治四〇年七月一日に依願免官となった。法科大学に関して、カリキュラムの失敗のみならず、互選制の先例まで認めた責任をとつての退任であり、以後、文部省は、京大立て直しのため管理型の人材を総長に送り込むようになって、法科大学との間で軋轢・衝突を起こすようになる。その当事者が、同年（明治四〇年）一〇月着任の岡田良平であり、大正二年五月着任の沢柳政太郎であった。

3 明治四一年——岡田総長排斥事件

このうち、岡田良平総長との間で、対立の急先鋒となっていたのは、岡村司と勝本勘三郎であり、両人に関しては、以下のような逸話が伝えられている。

岡田総長は、当時の教授に言はせると、要するに俗吏で小学校の校長か専門学校あたりの学生監のように、教授の授業参観といふのをやるので気受けが悪かったといふ。自然科学系統の教授でも、岡田総長が見廻ってくると教室のドアを内側から閉し入れずに講義をつづけたといふ話があるが、法科の岡村司博士の如き、岡田総長が這入ってくるや、講義をやめてさっさと引き上げたり、或時は「こゝは俗吏の来るところではない」と面詰したといふ話も語り伝えられてゐる。またある時、総長は法科教授と親睦を計る必要があるといふので懇親会を催した。ところが、その席に岡田総長が見えると、総長が出席するとは知らなかった勝本勘三郎博士——この教授は鋭い性質で、驚くべき勉強家であった——がツト立ち上がって「総長はどういふつもりですか。この会に出席されるのですか、こゝにあるものどもを人間だと思つて来たのですか。これらは皆天狗ですよ」と擲諭したといふ逸話が伝えられてゐるほどである。³⁷

また、滝川幸辰も末川博も、ともに竹田省から聞いた話として、卒業生の謝恩会（於・中村楼）で、岡田総長が「卒業後も読書を怠らぬように」との訓示を終えた途端、勝本がつと立ち上がって「私は少し考えがちがう。私も卒業したときそのように教えられて本を読んだばかりに、俗吏の風下に立つことになった。諸君、本を読むのもよしあしだよ」と演説したため、謝恩会の場が一気に凍りついた逸話を紹介している。³⁸⁾

総長就任から九か月後の明治四一年七月二日、岡田良平は、同月成立の第二次桂太郎内閣・小松原英太郎文相の下で総長兼任のまま文部次官に任ぜられたが、岡田の官僚主義的な管理型の大学運営に反発していた各分科大学の教授陣は、この機を捉えて岡田の排斥に動いた。³⁹⁾ 総長と文部次官の兼任は好ましくないと建前論を便法に、岡田の総長解任運動を展開したのである。なお、岡田の兼官就任から四日後の七月二五日開催の全学教員の会合（一五名）には、法科大学から六名の教員（井上密・織田万・千賀鶴太郎・勝本勘三郎・岡村司・田島錦治）が参加している。⁴⁰⁾

彼らの運動は、元老・山県有朋への直談判が効を奏して、結局、同年九月二日岡田は総長退任に追い込まれる。

4 明治四四年——岡村司謹責事件

しかし、その後の岡田の文部次官在任中（明治四四年九月一日まで）、文部省は、京都帝国大学・法科大学教員に対して、以下のような措置を下している。

その一は、岡村司に対するもので、彼は明治四四年六月四日岐阜県教育会総会で行った講演「親族ト家族」の内容を咎められ、同年七月一七日付で文官懲戒令（明治三二年三月二八日勅令第六三号）三条三号の謹責処分を受ける。⁴¹⁾ ちなみに、懲戒発令の前日七月一六日の京都法政大学（現在の立命館大学。当時は京大法科大学教官の多くが講師を務めていた）卒業式の演説に立った勝本勘三郎は、「ドエライ大気焔」で文部省を罵倒したという。⁴²⁾

その二は、翌明治四五年に留学から帰国した助教教授・伴房次郎（民法）の、新設の小樽高等商業学校（明治四三年設立・翌四四年授業開始。現・小樽商科大学）への転出である。伴が「なぜ京都帝大から小樽へ来たのかも不思議なこと

である。彼は京都大学の教授にもなれたはずである。小樽行きは、それを止めた形になるからである。京都大学の助教で、生まれが京都の人が、当時辺籾だとされた小樽へ来るのは、不思議である。実際、伴の小樽赴任のとき、小樽では大変な評判になった⁽⁴⁵⁾。一方、「伴本人は留学の時、『小樽高商への赴任の事は当時に内命を受けていた』と書く。

ここははっきりしないが、『内命』とあれば、文部省からの内命である。つづいて伴は書く。『明治四二、三年頃、当時ベルリン在留中の自分に宛て、面会を申し込む書面が渡辺氏より来た。其渡辺氏の名前がどうしても自分にはわからない⁽⁴⁴⁾。』「渡辺氏」とは、小樽高商の初代校長となる渡辺龍聖であり、明治四三年より文部省在外研究員としてベルリン在留の「途中、小樽高商の校長をやらないう手紙を、彼は文部省から受け取った⁽⁴⁵⁾」というから、伴房次郎に対して小樽高商赴任を命ずる文部省の「内命」の発令も、彼が留学中の（明治四一年より留学）明治四三年のことであろう。問題は、この人事を誰が行ったか、という点であるが、留学中の渡辺龍聖に対して小樽高商校長を命じたのは、京大総長退任により文部次官専任となっていた岡田良平であった⁽⁴⁶⁾という。となれば、伴房次郎の小樽高商行きもまた「岡田人事」と考えられるが、この人事の背景事情までは調べきれていない。

5 大正二・三年——沢柳事件

岡村司は、譴責事件以降、文部省あるいは文部省から送り込まれた総長が行う管理型の大学運営に、次第に嫌気が差してきたらしい。のみならず、岡村譴責事件の二年後（大正二年）に沢柳事件が発生すると、勝本勘三郎までもが、岡村と同じ感情を（京大に対して、というより）帝国大学教授という職業に対して抱き始めるようになる。

(1) 大正二年——沢柳政太郎総長による教員淘汰

大正二年五月九日総長に就任した沢柳政太郎は、就任から二か月後の七月一二日医科大学一名・理工科大学五名・文科大学一名の計七教授に辞表を提出させた（八月五日免官発令⁽⁴⁷⁾）。京都帝国大学の低迷脱却のため、無能教授を淘汰して教授陣の質的向上を図る目的とされるが、選別の基準は必ずしも明瞭ではない。これに対して、法科大学は、学者の

能力・人物の判定にあたっては教授会の意見を尊重すべきであり、総長の専断によつて任免を決定すべきではないとの意見書を提出するが、両者の主張は平行線のまま、紛擾は翌大正三年に持ち越される。

ここですこぶる気になるのは、同年末（大正二年十二月三十一日）の岡松参太郎の失官との間の因果関係である。すでに触れたように、岡松が教授在官のまま満鉄理事に就任できたのは、明治三十九年勅令第二〇九号が存在していたからであるが、同勅令については、沢柳総長が七教授を淘汰した大正二年の十一月一日に勅令第二九七号「明治三十九年勅令第二〇九号廃止ノ件」が発出されて、同年（大正二年十二月三十一日）限りでの廃止が決められた。岡松の地位に関して、東京朝日新聞は、①大正二年二月二日朝刊では「岡松教授の廃官」（京都帝国大学法科大学博士岡松参太郎氏は曩に在官の儘南満州鉄道株式会社の招聘に応じ赴任したるが十月三十日〔上諭日。官報掲載は十一月一日〕勅令第二百九十七号により十二月三十一日を以て本官は自然廃官となるべしと云ふ）を報じたが、②その九日後の満期日（二月三十一日）朝刊「満鉄理事続々辞職」には「岡松氏は満鉄理事辞職後は京都帝大教授の職に就くべしと」ある。しかし、岡松は結局、①同年末をもつて京大教授の本官廃官となる一方、②満鉄理事も辞職してしまうのである。

その一方で、同時期の東京朝日新聞大正二年二月二〇日「京大衝突の真相」では、沢柳総長の教員淘汰の対象として、岡村司・勝本勘三郎両名が挙がっているとの噂を報じている。

京都帝国大学総長対法科大学教授の意見扞格問題に関連し総長は法科大学教授に斧鉞を加ふべしとか或は京都の法科大学は全廃さるべしとの説を流布するものあり元来高柳（沢柳）総長対法科大学教授の問題は唯教授淘汰に関する見解を異にするのみにて必ずしも法科大学教授に斧鉞を下すが如きことなく岡村勝本両教授を罷免するとか或は両教授中一名を敬遠して海外漫遊を為さしむべしとの説あるも両教授中の一名は順番に海外に派遣さるゝものにて敬遠云々は一個の憶説に過ぎず仁保（亀松）博士が本年夏を以て学長の任期満了せし際再任せしは学長の互選を行ひたる結果にして総長の独断にあらず

(2) 大正三年——法科大学の内紛

明けて翌大正三年一月四日、法科大学は教員総辞職の強硬手段に打って出たが、後の滝川事件と異なり、この戦術は世論の支持をまったく得られなかった。そのため、一定の妥協はやむを得ないと判断した法科大学は、穂積陳重・富井政章の調停の下に矛を収める。ところが、その後の小川郷太郎（財政学）・雫本朗造・佐々木惣一（法学）の突出した行動が、新聞に報道されたことで、三人は辞職せざるを得ない状況へと追い込まれてゆく。この間の経緯については、松尾尊兌「沢柳事件始末」に詳しいが、⁽⁴⁸⁾同論文と重複しない限りで、新聞報道そのものを引用すれば、東京朝日新聞大正三年二月九日朝刊「京大其後の動揺／教授欠勤と辞職」には、小川・雫本・佐々木の三名は、調停からの帰途箱根に寄り道したうえ、連名で欠勤届を提出して講義をボイコットしたばかりか、京都法学会雑誌の委員も辞任するなど、学内不調和の態度を取り続けた、とある。

沢柳京大総長対法科大学教授問題は曩に穂積富井両博士の調停に依り一先づ解決して各教授帰洛後何れも一両日所勞の故を以て休講し松本（勝本）教授は咽喉病、戸田（海市）教授は胃腸病の為に休講せるが独り雫本、小川、佐々木の三教授は帰任の途次數日を箱根に過して帰任したるが帰任後三教授は間もなく大学事務所に宛て

△連名の欠勤届 を為したるより人々は少からず奇怪の感を抱きたり蓋し右三教授は曩に総長對教授問題の突発せし際硬論の急先鋒たり従つて教授会が文相の承認を経て発表せし解決文の条項に対しては不満足を抱けるは事實なるが如く尚且奥田（義人）文相が衆議院に於ける議員の質問に対して不得要領の答弁を為したるには

△一層不満の度を高め来れり又法科大学発行の京都法学会雑誌は東京法科大学発行の東京法学協会雑誌と対峙し出色の文字多く発行部数も激増したるに二月一日発行の分は今日に至る迄猶發行せず然るに五日に至り突然法学協会雑誌（京都法学会雑誌）評議員に対し小川、佐々木両教授は

△実行委員を辞任 すべき旨を通知せり茲に於て法科大学教授等は大に驚き仁保学長は六日午後四時より各教授に対し會議室に

募集を求め右両実行委員の辞任を報告すると同時に其補欠選挙を為し戸田毛戸両教授当選し本月に限り市村（光恵）教授委員に選挙し来る二十日を以て発行すること、なれり

△岡村教授辞職 同教授は法科大学教授辞職を為せし際各教授に対し「余は今回諸君と進退を共にすれども本問題の解決如何に拘らず辞職すべし」と言明し官界を去りて弁護士となり大阪に事務所を設置すべく着々手筈を定め準備も略整頓したるに依り仁保学長に対し此際辞職すべしと申出でたるを以て同大学にては此際辞職するに於ては総長対法科大学教授問題に就て辞職したりと世間より誤解を受くべければ解決以後にせられたしと懇談したり左れど今日にては準備も整ひたりとて聴き入れず遂に病気の故を以て辞職すること、なり教授会にも相談の上辞職の同意を得たれば昨今は準備に多忙を極めつゝあり

△小川教授邸の激論 小川教授は七日早朝より雉本石坂佐々木等の諸教授の訪問を受け楼上に於て総長対教授会の問題に就き議論を闘はしつゝ、ありしが午後一時頃市村教授も同邸に來りしかば火鉢を擁して盛んに討議したるが小川教授に向ひ該問題の解決と学校の授業は別問題なれば宜しく登校して教鞭を執りては如何とのことなりしに小川教授は笑つて『帝大問題の解決に就き文相に彰徳表を奉りしものは君等にあらざるや他の分科の人々も彼の裁決文及び文相の弁明を以て吾等の不甲斐なさを嘲笑せるにあらざるや大学は真に詰らぬものなり』と語りしかば質問せし教授は『君の言は甚だ不穩なり何となれば同問題解決の際小川君も東上して文相の官邸にありし一人にあらざるや即ち當時の問題は大方大学教授の同意によつて解決したるものなり』とは反問し夫れより双方激昂せる口調にて法学協会雑誌（京都法学会雑誌）の実行委員経済研究会委員を辞任するが如きは同僚に対しても甚だ面白からざる感情を与ふるものなりとて切に反省を求めしに小川博士は傲然として『然らば君は予に辞職を勧告するものなるか』と論調益高まりたり

△相談会の申請 以上の成行より問題解決に対して甚だしく不満を抱ける教授は八日仁保学長に対し「九日法科大学相談会を開かれたし」と申請したれば九日開会の旨各教授に通知ありたり果して如何なる問題の提出さるべきかは未定なるも要するに解決の方法に対して或は強硬なる提案あるべく予測されつゝ、あり兎に角法科大学教授間には問題の解決に就き自から二様の色別を生

ずべき観あり随つて九日会合の結果或は一二教授の辞職を見るやも測り難く或は辞職勧告を受くる教授もあるべしと云ふ

△岡村教授の後継 岡村教授は辞任後民法講座は如何なるべきやと云ふに目下民法専攻の爲め外国に留学助教授光道〔嘩道〕文芸氏来る九月帰朝の上其後任となるべく岡村教授には改めて講師を嘱託することになり居れるを以て何等差支なし更に一説に依れば神戸高商教授烏賀陽然良氏後任たるべしと伝へらる

△残されたる総長問題 沢柳総長は去月二十九日四大学総長会議に出席の爲め東上せる以来帰洛せず昨今風邪の気味にて東京の自宅に引籠中なるが確なる筋より聞くに文相は法科教授会に仄かすに沢柳総長が本議会閉会迄に他に榮転せしむる由を以てし早くも末松謙澄子、富井政章博士の如きは其候補者に数へられつつあるも末松子に至りては総長として之を戴くを欲せざる者極めて多く仮令就任するとも一年を出でずして辞職するの運命に接すべく富井博士は比較的好評なれば多分同博士就任することとなるべしとの説あり

△勝本教授の進退 勝本教授は曩に記せしが如く咽喉病に悩まされつつあるが此際或は辞任すべきやに噂さる同博士は目下刑法学の著述を爲しつゝ、あれば辞職は或は遠からず事実として現はるるに至るべし

その他、読売新聞大正三年二月一二日朝刊も、「京大教授姑く隠忍」の見出しの下に、小川・雉本・佐々木の強硬な態度を批判的に報じて、三人の辞職の可能性を示唆しているが、松尾尊兌「沢柳事件始末」によれば、以上のような新聞報道を収めて、小川郷太郎・雉本朗造・佐々木惣一を辞職から救ったのは、長老教授の織田万であったとされる。⁴⁹⁾

だが、本稿の考察対象は、辞職教授の側である。

(3) 大正三年——岡村司・勝本勘三郎の離任

岡村司の辞職は、小川・雉本・佐々木の内紛騒動が収まった翌月の三月三日のことであった。読売新聞大正三年三月八日朝刊「京都大学より／三教授の近況」は「桑木〔嚴翼〕博士が東大に転任するといふ噂」「上田敏博士東大転任説」と並んで、退職した岡村司の沢柳事件時における行動を紹介している。

法科大学教授岡村司博士は申三日附辞令を以て依願退職となった、博士は夙に学問の独立大学自治を叫び、京大法科の硬骨教授として同人間に著聞して居た、数年前岐阜県教育会に招聘せられて講演の折、談偶々官僚を罵倒したので譴責せられたことがある、それやこれやで一両年前から辞意を有して居たので、昨年七月仁保博士に代つて学長の椅子にも着かずあつた処へ、先般の騒動が起り十七名の教授助教は東上したが独り岡村博士のみは「俺は行く必要はない宜しく諸君に一任する」の一言を托して、書齋に籠り、親族法講義録を改版するにつきその訂正に従事して居た、此時すでに辞任の意思を決して居たのであるが、教授一同留任の事となつたので博士も諸君と行動を共にすると盟つた以上留まることとなつた、^{十二}少壮教授（小川郷太郎・雉本朗造・佐々木惣一の三名？）は文部大臣の議会に於ける弁明が誓言に反すると称して登学せず、或は病氣と称して駄々り居るに拘らず、博士は授業を缺かさず出講した、問題の一段落したに際し博士は今日改めて単独に辞表を提出したのである。博士は専攻せる親族法相統法の看板を掲げ大阪で弁護士開業の準備も略整ふたので四月初旬一家を引揚げて大阪に転住する筈である。然し当大学には親族法並に相統法専攻の学者が無いので博士は今後も講師として教鞭を執ることになるであらう。

なお、後の時代に、岡村法律事務所の仕事を承継した田万清臣弁護士によれば、京大辞職の動機について「岡村先生は、『朕の官吏養成の手伝いはできない』とよくもらしておられた」とい³⁰う。

一方、岡村の辞職（大正三年三月三日）の四か月後、沢柳総長の退任（大正三年四月二八日）の三か月後の大正三年七月二一日、勝本勘三郎もまた京大を去る。すでに六月には辞表を提出しており、六月一六日東京朝日新聞朝刊には「勝本博士辞表提出／大阪にて弁護士開業」の見出しで以下の記事があり、

京都法科大学教授勝本勘三郎博士は現代有数の刑法学者にて彼の沢柳前総長問題の発生するや侃々の意見を述べしことは世人の知る所なるが同教授は官界を去りて弁護士たらんとの志望あり同僚に対しても予て其意を漏したるが茲数日中に法科大学の学年試験も終了するに就き愈今回毛戸法科大学長に対し辞表を提出せしを以て同学長は直に該辞表を荒木（寅三郎）総長事務取扱ひの手を経て文部省に送附したり辞表聴許の上は大阪に於て弁護士を開業すべしと

六月一九日読売新聞朝刊にも「京大勝本博士辞職」の見出しで以下の記事がある。

法学博士勝本勘三郎氏は予て京大法科対沢柳総長紛擾問題当時より辞職の意ありしも当時岡村博士(司)の辞職にて世間の注目せる際なれば連袂辞職などの誤解を恐れ今日迄踏止まりしが学生年末試験の考查も結了したれば愈病気職に堪へずとの理由にて辞表を提出し法科教授会に於ても之を認め荒木総長事務取扱の手を経て一木(喜徳郎)文相に申達せり右に就き京大法科にては唯一の刑法学者を失ふに至れるを以て明年九月刑事訴訟法専攻にて洋行中の富田(山寿)助教授が独逸より帰朝後同講座を担当すべきが後任教授を得る迄講師として勝本博士に刑法講座担当を委託すべしと

(4) 大正四年——井上密・石坂音四郎の離任

他方、井上密は、すでに明治四五年の時点において、同年成立の中華民国臨時政府から打診された法制局顧問の職に大いに乗り気で、それが実現していれば、巖谷孫蔵や岡松参太郎と同様、現地に赴任していただろう。だが、結局、顧問には有賀長雄が就任してしまう。そこへ偶然に舞い込んできたのが、大正改元後の同年一月二〇日京都市第三代市長・川上親晴の辞任(警視總監に転任)に伴う京都市長の話であった。⁵¹⁾もともと、井上は、京大教授との兼官を希望していた。しかし、「現職のままの市長就任などとは『虫の善き』話と反対者が多く」、⁵²⁾市長当選(翌大正二年三月一二日……岡田良平総長の文部次官兼官問題の四年後、岡松参太郎の京大教授・満鉄理事兼官問題の九か月前)から三日後の三月一五日文官分限令(明治三二年三月二八日勅令第六二号)——一条一項四号(「官庁事務ノ都合ニ依リ必要ナルトキ」)により休職を命ぜられ、⁵³⁾二年後の休職満期(大正四年三月一四日)をもって免官となった。

一方、井上免官から四か月後の大正四年七月三〇日には、石坂音四郎が東京帝大教授に転じて京大を去るが、井上が中華民国法制局顧問を打診されたのと同年(明治四五年五月三二日)東大に移籍した春木一郎も含めて、彼らが、岡村司や勝本勘三郎と同様、京大に嫌気が差していたところに持ちかけられた「渡りに船」の転出話であったのか——を論ずるだけの資料調査を行っていない。

(5) 大正五年——毛戸勝元の離任

なお、井上・石坂の離職に先立つ同年（大正四年）一月には、勝本勘三郎の愛弟子にして後継者である京大生え抜きの富田山寿が留学から帰朝し、同年三月教授に昇任する。だが、彼は、翌大正五年二月上旬にかかった流行性感冒をこじらせ急性肺炎のため二月二三日に死去した。享年三十六歳⁵⁴。

さらに、大正三年に勝本の辞表を受け取った毛戸勝元法科大学長（沢柳事件終結後の大正三年五月八日より翌大正四年七月二三日まで）も、大正五年三月一日（富田の死の翌月）大学を去って岡村・勝本と同様弁護士に転じた。学園の低迷と文部省の締め付け強化の中で、春木一郎・伴房次郎（明治四五年）、岡松参太郎（翌大正二年）、岡村司・勝本勘三郎（翌大正三年）、井上密・石坂音四郎（翌大正四年）と、次々に京大を去って行く同僚たちから取り残された毛戸が、いかなる動機で辞職の道を選んだのか——についても、目下のところ資料を発見できていない。

三 九州帝国大学法文学部内訌事件の特徴

(一) 関係者の証言

九州帝国大学法文学部内訌事件とは、昭和二年一〇月一三日、日頃より法理学担当教授・木村亀二の言動を不快に感じていた教員のうち法科教授五名が、木村のほか山之内一郎・杉之原舜一を加えた計三名を糾弾する「建白書」を大工原銀太郎総長に提出したのに対し、木村派が、上記三名に大沢章・西山重和を加えた五名の連名で一〇月三十一日付「意見書」を公表、一月二二日両派に対して「喧嘩両成敗」の形で文官分限令一一條一項四号に基づく休職処分（明治三八年八月二五日東大・戸水寛人の休職事由や大正二年三月一五日京大・井上密の休職事由に同じ）が発令された事件で

ある。

反木村派のうち一〇月一三日大工原総長に「建白書」を提出した五人と、一〇月三十一日付「意見書」を公表した木村派の五人の氏名および当時の年齢は【図表3】のようになるが、喧嘩両成敗の処分対象者のうち、木村派の三名が「建白書」で指弾された者であることは分かるが、「建白書」を提出した反木村派の五名の中から、なぜ東季彦・風早八十二・滝川政次郎の三名が選ばれたのか、その理由は必ずしも明らかではない。

【図表3】 「建白書」提出者（反木村派）と「意見書」公表者（木村派）（ゴチツクは休職処分を受けた者）

反木村派	東季彦（四一歳）・藤沢親雄（三四歳）・佐々弘雄（三〇歳）・滝川政次郎（三〇歳）・風早八十二（二八歳）
木村派	木村亀二（三〇歳）・大沢章（三七歳）・西山重和（三五歳）・山之内一郎（三二歳）・杉之原舜一（三〇歳）

しかも、休職処分の対象者は、当初は木村派から三名、反木村派から二名であったところ、後になって滝川政次郎が追加されたものである。これは滝川にとって青天の霹靂だったようで、東京朝日新聞昭和二年一月二三日朝刊「休職の発表で又一騒動か／休職の理由を訊ねたいと／いきまゝ滝川教授」には、次のようにある。

九大法文学部内紛に対する五教授一助教授の休職正式発表は数日前より早くも伝はり休職者も既に覚悟を極めてをつたらしいが事件は単に関係教授のみの休職によって円満に解決されるものとも／思はれない節もあるので同内紛は今回の正式発表を一転機としあるひは更に第二次的の波紋を描きだすかも知れない、殊に過般来右の発表を待ちつゝ頻に何事かを策動してをつた確執両派中休職の難を免れた佐々、西山、大沢、藤沢等四教授の今後の態度も新たに注目の的となつて居る新たに休職者として追加された滝川氏は語る／『僕は新に休職になつたのは全く原因がどこにあるのかわからぬ総長が帰つたならばよく／聞いて質す考へ

「だからなつた以上は佐々、藤沢両氏も黙つては居ないだらう」
一方、杉之原舜一は、後年、自分と山之内一郎が休職処分を受けたのは、要するに、先方が勝手に木村派と決めつけたために生じた、とんだとぼちりであった、と回想する。

教授会などで、議題によつてはちがつた意見が鋭く対立し、かなり激論が闘わされることもあつた。議題を真面目にかつ真剣にとりあげて考える以上、これは当然のことであり、どの大学でも同じことであろう。かような激論のとき、常にというわけではないが、木村君は反対論をその頭の切れ味のよさで、完ぶなきまでに論破してしまう場合があつた。これが何人かの同僚教官から同君が、ぼくからいわせれば、とんでもない誤解を受ける源、ひいては昭和二年秋のいわゆる九大事件の源となつたように思う。突（当？）然ほくもふくめて、人間というものは、激論のすえ自分の意見が敗れると、しかも、完ぶなきまでにやつつけられて敗れると、やみくもに腹立たしくなり、相手をうらむ、それも骨ずいに徹するともいううらみをもつことが必ずしも稀でないのではないだろうか。しかし、冷静に考えれば、これは決してほめた話ではない。

右九大事件についてはいろいろの見方や考え方もあろうが、結局、表面に現れた問題点は、数名の教官が、当時の学部長（四宮兼之）に対して木村君が学部にしたのでは学部全体の和が乱されるので、学部から排除することを議題とする教授会の招集を強く要求した。学部長は、教授会を招集してかような理由による教官排除を議題とすることは教授会本来の使命に反する、しばらく冷却期間をおくほかないとして、これに応じなかつた。非公式に学部長から意見を求められた山之内一郎君も、ぼくも学部長の意見に賛成した。そこで、右何人かの教官は戦線を拡げ、山之内も木村と同類だとして、当時の九大総長（大工原銀太郎）に対しこれら三名を排除する措置を要求し、総長は、当時の報道からすれば、外部のある大学の学部長の意見を参考として、いわゆるけんか両成敗で、双方から三名ずつ休職の発令を文部大臣に具申し、そのような処分が発令された。これがいわゆる九大事件であつた。

けんか両成敗といえ、理非曲直を明らかにすることなしに、双方を一刀両断にするという前近代的なおしおきである。理非

曲直を究めることをも使命の一つとする大学の在り方とは全く異質なものである。それが敢えて強行されたのである。⁽⁵⁵⁾

一方、昭和二年内訌事件ならびに昭和三年三・一五事件後の昭和三年一月に九大に着任した今中次磨によれば、感情的対立の原因となつた教授会での議題とは、次のようなものであつたという。

「けんか両成敗」事件に思想的背景がないとはいえませんが、直接の問題は思想闘争ではないのです。要するに一方では学校を出たばかりの新進気鋭の教授が赴任してきて縦横無尽に活躍し、他方では文科を中心とする年長の教授がそれを苦々しく思い、教授会などにおいての激論がしだいに感情問題になつたというわけですから。とくに当時、毎年左翼学生の処分問題があり、それに対して文科の年長教授等は理解に乏しく、若い教授等は寛容であつたということもあります。更に九大学生新聞の問題があります。九大新聞は医学部長老教授の反対で最初から「九州帝国大学新聞」という名称が許可されず、未成熟児として生まれたのです。それは当時内紛など問題の多かつた医学部内部の暴露記事を掲げたり、激越な論文が載つたりしたので、大学首脳陣等から敬遠されたのです。医学部では、大正十四年に精神科の榊（保三郎）教授などのいわゆる「特診事件」なるものが起こりいろいろむづかしい問題があつたようです。⁽⁵⁶⁾

さらに、今中と同様、事件後の昭和七年八月、山之内一郎の後任として東北帝大より転任してきた河村又介は、若手の暴走を押さえられる年長者がいなかつたことが、九大内訌事件の一因であつたとする。

九州は法文学部の創立委員長は美濃部（達吉）先生ですよ。ところが美濃部先生は東京大学のほうが忙しいものですから専任として行かれないで、ときどき行つておられたのですね。それで上から押える頭がないので、若い連中ばかりでやっていたもので、それがああいふ大喧嘩になつたりしたひとつの原因だと思ひますね。私はそう思つてみました。東北と九州とどちらも似たようなものだけでも、東北のほうは、佐藤丑次郎（京都帝大教授・憲法。佐藤功の父）という人が、われわれがいふ不満があつて、あんな人が創立委員長では困る」と思つたけれども、しかし、ともかく京都大学をやめて仙台に来て、しよつちゅう大学に出ていて、お互いに喧嘩していても、佐藤さんが仲に入れば、年寄りにめんじて、ということでもかく丸く収

まったのですが、美濃部先生が、あんなやんちゃばかり集めて九州におられないのですから、東北のほうで円満に行つて九州のほうがあんなになつたというのは、そういうことが、一つの原因ではないかなあと私は思っていましたね。佐藤さんというのはわれわれから言はずいぶん不平不満の多い人ですけれども、ともかく仙台に乗込んで来てずっと専心やつたということは相当な功績だ、それは買つてやろうじゃなかと私は申しておるのです。¹⁷⁾

なお、この事件に関して中立的立場にあつた経済科の向坂逸郎によれば、「喧嘩両成敗」の処分は、東京帝国大学の美濃部後任の法学部長・中田薫によるものだという。

法科の中でも、二流に分れていた。木村君は、滝川政次郎君、東季彦君などをきらつていた。これはどちらがいいとか悪いとか、必ずしも言えなかつた。しかし、しいていえば、俗論派と純粹論理派とでもいうべきか、木村君は、彼の得意な論理で推していった。どうでもいつまらんことでも、この論理は、承知しなかつた。どの派も、強い結集があつたというわけではない。ようだが、とにかく感情的にも対立していた。ある時、両派に文科の一部も加わつて、猛烈な喧嘩となり、東大法学部の大先輩教授の干渉で、中田薫教授が中心であつたと噂されたが、両派から辞職が強要されて、滝川政次郎、東季彦、風早八十二、杉之原舜一、山内〔山之内〕一郎、木村亀二の諸教授が九州大学を出た。私も経済学科の連中は、この喧嘩の仲裁役をした。福岡では新聞の号外が出た。

……〔中略〕……。

この喧嘩は、必ずしも社会主義思想とそうでないものとの対立とはいえないが、なんとなしに、進歩派と保守派との対立をなしていたようであつた。¹⁸⁾

内訌事件における感情的対立の爆発と喧嘩両成敗の処理の背後には、実にさまざまな要素が複合的に絡み合つていたようである。以下、それらを、時間を追つて紐解いてゆくことにしよう。

【図表4】九州帝国大学法文学部教員一覽（大正一四年度―昭和八年度）

学部長	教授									
	行政法研究	大正一四年度 美濃部達吉*	大正一五年度 美濃部達吉*	昭和二年度 四宮兼之	昭和三年度 春日政治	昭和四年度 大森研造	昭和五年度 大森研造	昭和六年度 西山重和	昭和七年度 鹿子木貞信	昭和八年度 大澤章
	倫理学講座	美濃部達吉兼任	美濃部達吉兼任	↓離任	春日政治	大森研造	大森研造	西山重和	鹿子木貞信	大澤章
	民法第一講座	大島直治	大島直治	大島直治	大島直治	大島直治	大島直治	大島直治	大島直治	大島直治
	政治史外交史講座	東孝彦	東孝彦	東孝彦	↓休職・辞職	大島直治	大島直治	大島直治	大島直治	大島直治
	政治史外交史講座	藤澤親雄	藤澤親雄	藤澤親雄	藤澤親雄	藤澤親雄	藤澤親雄	藤澤親雄	藤澤親雄	藤澤親雄
	哲学哲学史第一講座	四宮兼之	四宮兼之	四宮兼之	四宮兼之	四宮兼之	四宮兼之	四宮兼之	四宮兼之	四宮兼之
	政治学講座	佐佐弘雄	佐佐弘雄	佐佐弘雄	↓辞職	四宮兼之	四宮兼之	四宮兼之	四宮兼之	四宮兼之
	西洋史講座	長寿吉	長寿吉	長寿吉	長寿吉	長寿吉	長寿吉	長寿吉	長寿吉	長寿吉
	教育学講座	松涛泰蔵	松涛泰蔵	松涛泰蔵	松涛泰蔵	松涛泰蔵	松涛泰蔵	松涛泰蔵	松涛泰蔵	松涛泰蔵
	経済学第一講座	高田保馬	高田保馬	高田保馬	高田保馬	高田保馬	高田保馬	高田保馬兼任	高田保馬兼任	高田保馬兼任
	経済学第二講座	石濱知行	石濱知行	石濱知行	↓辞職	高田保馬	高田保馬	高田保馬兼任	高田保馬兼任	高田保馬兼任
	憲法講座	山之内一郎	山之内一郎	山之内一郎	↓休職・免官					
	哲学哲学史第三講座	中島眞一	中島眞一	中島眞一	中島眞一	中島眞一	中島眞一	中島眞一	中島眞一	中島眞一
	英文学講座		豊田實	豊田實	豊田實	豊田實	豊田實	豊田實	豊田實	豊田實
	独文学講座	片山正雄	片山正雄	片山正雄	片山正雄	片山正雄	片山正雄	片山正雄	片山正雄	片山正雄
	心理学講座	佐久間鼎	佐久間鼎	佐久間鼎	佐久間鼎	佐久間鼎	佐久間鼎	佐久間鼎	佐久間鼎	佐久間鼎
	財政学講座	三田村一郎	三田村一郎	三田村一郎	三田村一郎	三田村一郎	三田村一郎	三田村一郎	三田村一郎	三田村一郎
	国史学第四講座	長沼賢海	長沼賢海	長沼賢海	長沼賢海	長沼賢海	長沼賢海	長沼賢海	長沼賢海	長沼賢海
	経済学第四講座	大森研造	大森研造	大森研造	大森研造	大森研造	大森研造	大森研造	大森研造	大森研造
	国際法国際私法第二講座	西山重和	西山重和	西山重和	西山重和	西山重和	西山重和	西山重和	西山重和	西山重和
	国文学講座	春日政治	春日政治	春日政治	春日政治	春日政治	春日政治	春日政治	春日政治	春日政治
	宗教学講座	佐野勝也	佐野勝也	佐野勝也	佐野勝也	佐野勝也	佐野勝也	佐野勝也	佐野勝也	佐野勝也
	印度哲学史講座	千嶋龍祥	千嶋龍祥	千嶋龍祥	千嶋龍祥	千嶋龍祥	千嶋龍祥	千嶋龍祥	千嶋龍祥	千嶋龍祥
	仏文学講座	成瀬正一	成瀬正一	成瀬正一	成瀬正一	成瀬正一	成瀬正一	成瀬正一	成瀬正一	成瀬正一
	法理学講座	木村亀二	木村亀二	↓休職・免官	成瀬正一	成瀬正一	成瀬正一	成瀬正一	成瀬正一	成瀬正一

* 出典「九州帝国大学一覽」。ゴシックが法料の教員。
 * 「学部長」欄中、美濃部達吉は「法文学部長事務取扱」。
 * 各教員欄の（*）印は「在外研究中」（鹿子木貞信は「欧州出張中」）。

九州帝国大学法文学部内証事件（七戸）

											講師															
民法	刑法	地理学	地事訴訟法	支那文学	支那哲学史	東洋史学	言語学	社会学	希臘語及羅旬語	哲学	印度哲学史	民事訴訟法	西洋史学	経済学史	社会思想史	仏文学	仏文学	仏蘭西語	独文学	独逸語	英文学・英語	英文学	英文学	英文学	英語	
																		ジョリ		ライントエス					ロビンソン	大正一四年度
											阿武京二郎	佐々木卓	波多野鼎					ジョリ	佐藤通次	野村梅吉					ロビンソン	大正二五年度
			西村義太郎		山内晋脚	吉町義雄	杉本勝次		菊池慧一郎	中野義照	阿武京二郎		波多野鼎			ボノ		↓助教	ライントエス			中山竹二郎	河瀬嘉一		ロビンソン	昭和二年度
三瀧信三	牧野英一	寺田貞次	西村義太郎	山内晋脚	吉町義雄				菊池慧一郎	中野義照			波多野鼎			ボノ			ライントエス						ロビンソン	昭和三年度
三瀧信三		寺田貞次		山内晋脚	吉町義雄								波多野鼎			ボノ			ライントエス						ロビンソン	昭和四年度
↓教授兼任		寺田貞次		山内晋脚	吉町義雄				菊池慧一郎							進藤誠一			ライントエス						ロビンソン	昭和五年度
		寺田貞次		山内晋脚	吉町義雄				菊池慧一郎							進藤誠一			ライントエス						ロビンソン	昭和六年度
		寺田貞次		山内晋脚	吉町義雄											進藤誠一						浦瀬七太郎			ロビンソン	昭和七年度
		寺田貞次		山内晋脚	吉町義雄											進藤誠一									マーター	昭和八年度

九州帝国大学法文学部内証事件（七戸）

												助手	講義嘱託	授業担当		
													心理学ノ実験演習指導	統計学 工業政策並に経済史 希臘語初歩	農業政策	
																大正一四年度
																大正一五年度
																昭和一年度
																昭和二年度
																昭和三年度
																昭和四年度
																昭和五年度
																昭和六年度
																昭和七年度
																昭和八年度

（二）内訌事件の発生から終息まで

1 大正一三年・一四年——法文学部創設当初の教授・助教

河村又介も述べるように、美濃部達吉が、東京帝国大学教授——しかも法学部長（在任期間…大正一三年六月三日—昭和二年六月八日）——と兼任で、九州帝国大学法文学部の学部長事務取扱となった点は（在任期間…大正一三年一〇月一日—昭和二年一〇月八日）、大正一五年五月に着任した木村亀二の暴走を阻止できなかった原因の一つだろう。一方、今中次磨は『けんか両成敗』事件に思想的背景がないとはいえませんが、直接の問題は思想闘争ではないのです」と述べていたが、木村が着任する前の、法文学部の第一回教授会に出席した最初期の法科教員四名——東季彦・藤沢親雄・藤沢親雄の三教授と、山之内一郎助教——のうち、東季彦は、山之内一郎に対して、主に思想的な側面から嫌悪感を抱いていたようである。

（一）東季彦

東は、大正一三年一月の着任当時すでに三八歳と、他の法科教員よりも年長であるが、彼の九大着任は、末弘厳太郎の推薦によるものという。東は、開成中学卒業後一時進学を断念して帰郷したため、二歳年下の末弘と一高で同期となり、さらに大学卒業は末弘に一年遅れるが、末弘は、東のことを妙に気に入っていたらしい。東によれば——、

……末弘君は、海外留学から帰って（大正九年帰国）間もなく、穂積重遠先生と計り、法律学研究方法の一新機軸として、東大法学部研究室に民事判例研究会を設置したときには、当時陸軍（経理学校）教授をして居た私をも会員の一人として加入させてくれた（大正一〇年五月設立の「民法判例研究会」時代からの会員）。その上九州帝大に法文学部の新設計画が成り、美濃部達吉先生が創立事務取扱に任ぜられて、教授候補者の銓衡が始められると、末弘君は私の知らない間に、美濃部先生に私を民法担当の教授候補者に推せんされたので、私は文部省の在外研究員として、英、独、仏に留学することも出来（大正一一—一三年）、

私の一生の進路が決定したのであった。⁽⁵⁹⁾

(2) 山之内一郎

一方、東季彦より一〇歳年下の山之内一郎は、東京帝大法学部政治学科在学中に吉野作造の知己を得て、大正一〇年五月副手、同年一〇月助手となつて上杉慎吉の下で憲法を学ぶが、上杉との学説上の不一致に悩んで、吉野作造の口添えて美濃部達吉の指導も受けるようになり、翌大正一一年美濃部の推薦により新規創設の九州帝国大学法文学部教授に内定したものである。同年文部省在外研究員として留学した彼は、大正一三年一月に帰国して、一二月助教に就任、翌大正一四年五月教授に昇任するが、「このころ〔九大教授になつて以降〕レーニン『唯物論と経験批判論』を熟読することをとおして『マルクス主義にたいする強い確信をえた。』⁽⁶⁰⁾という。なお、年譜には、「九大教授時代の憲法講義は、すでに一般的な思想弾圧の準備の一環として政府や議会で問題とされ、天皇機関説にかんする講義がスパイのノートにもとづいて不敬罪として起訴されようとしたこともあつた（大正天皇死去のために起訴猶予となる）」とあるが、この時期は、京都学連事件のような共産主義に関する弾圧はあつても、天皇機関説に対する弾圧はいまだ起きていないので、問題視されたのはソヴェエト憲法の講義であろう。

このような山之内一郎に対して、東季彦は、きわめて辛辣で批判的である。

私は、大正十三年秋に九州帝国大学法文学部教授に任ぜられ、その翌年四月開設された新学部の教壇に立つことになつた。當時の法文学部教授の中には、マルクス学徒が多数居たのであり、中には、「二十年後の日本は、ソ連と同じになるのだから」と言つて、帝国憲法を講義しないで、ソ連憲法を講義するというような極端な人物も居た。私は、或る時この教授と、日本に革命の起こる必然性が有るか否かにつき議論をしたことがあつた。その時この教授は比喻をもつて説明した。その趣旨は、「日本の現状は大手術を要する病人のようなものであつて、改良とか改善とかいふような姑息な手段では救われぬ。どうしても大手術を要つて、病源を全部取り去らなければならぬ。日本を救うためには、革命以外には方法はないのである。だから、日本には必

ず革命が起ころ」というのであった。

私は、「大手術を施さなければ命が救われない病人の容態と、革命によらなければ救われないという日本の状態と同一だという事実が具体的に証明されなければ、革命必至論にならない」と反論しただけで、議論を止めた。

右のような比喩で革命必要論や、革命必至論を唱えても、識者の一笑に付せられるに過ぎないであろう。しかし思慮の浅い学生などには或る程度の説得力があるので、私は言葉、殊に比喩の魔力と、その危険性を重視するのである。⁽⁶²⁾

杉之原舜一は、「私が九州にいく前に、末弘先生が、冗談に『九州には山之内や向坂や石浜がいる。君もそうなる（マルクス主義になる）かな』といっておられた。九大で山之内君と親しくなり、いろいろと討論もした。しかし、あとでうわさ話になったように、当時山之内君が大学の講義で自分の専攻であるソ連憲法をやっていたわけではなかった」と述べる。⁽⁶³⁾だが、浜正雄（大正一四年入学―昭和三年卒業の法文学部第一期生。具島兼三郎と同期）は、「憲法は山ノ内教授のロシア憲法」を聞いたという。⁽⁶⁴⁾

(3) 藤沢親雄・佐々弘雄

後の内訌事件において、東季彦とともに木村亀二排斥に回った藤沢親雄・佐々弘雄のうち、藤沢親雄は、後に大政翼賛会東亜局長などを務めた国家主義者であり、思想的には東と近い（なお、東も藤沢も戦後公職追放された）。だが、これに対して、佐々弘雄は、東大在学中に向坂逸郎（五高の同期）や石浜知行と新人会に所属した吉野作造門下で、東や藤沢とは思想的に相容れない。にもかかわらず、東・藤沢・佐々の三人が共闘を結んで木村亀二排斥に及んだのは、当初より教授として文科の年長教授とともに担ってきた法文学部運営を、後に着任した若輩の木村によって引っかき回されたことへの苛立ちが控えているのだろう。

なお、大正一四年五月山之内一郎の教授昇任の後、翌六月六日同日付で野津務・山尾時三・滝川政次郎の三人が助教授として着任する。さらに三人は内訌事件が勃発する昭和二年四月二五日同日付で教授に昇任するが、商法第一講座担

説論
当の野津務と商法第二講座担当の山尾時三の關係は（内証事件とはまったく別件にて）微妙である。一方、滝川政次郎の休職処分は、それを画策したとされる中田薫との間の個人的な關係が気にかかる。いずれも後述する。

2 大正一五（昭和元）年——木村龜二の着任

翌大正一五年には、四月の西山重和の教授着任に続いて、翌五月三十一日には同日付にて木村龜二と杉之原舜一の二人が助教授として着任する。

（1）木村龜二

木村龜二が文科の年長教授に対して行った仕打ちとは、向坂逸郎によれば、たとえば次のようなものであった。

木村君は、無類の秀才であった。私と専門はちがっていたが、時々私の家に来てきた。この時代には、文科の教授たちを除けば、殆どみな若かった。新進気鋭というか、大正時代の末期で、理想的な法文学部をつくり上げようと、はりきっていた。この中で、木村君はとくに理想家であった。頭は抜群によかった。文科の老教授、といっても中年を少し越えただていどでのことであつたが、木村君や私は、まだ二十歳代であつた。つい、年のいった思慮深い文科の人々の氣にいらんことをしたり、言つたりしたにちがいない。激論がわいて、教授会が夜中の十二時位になることもあつた。

ある時、教授会の席で、木村君は、独和辞典の片山孤村をあげしくやつつけた。片山さんは、彼の辞典（当時、もっとも大きな独和辞典であつた。）をつくっていたのか、改訂していたのかで（総頁数二三七九頁の『雙解獨和大辞典』（南江堂、昭和二年七月刊）の執筆であろう）、学校の研究室のグリムの独逸語の辞典を、自分の家にもつて行つていた。それを、木村君がたまたま知つて、片山さんを強くせめた。片山さんは、若い木村君に責められて、からだをふるわしておこつた。⁽⁶⁵⁾

独文学講座担当教授の片山正雄（孤村）は、当時四七歳、当時二九歳の木村より一八歳年長であるばかりではない。木村の三高時代のドイツ語の恩師である。⁽⁶⁶⁾

また、木村は、言葉のみならず、暴力に訴えることもあつたらしい。同じく向坂逸郎によれば、

なんのことであったか、いまは忘れてしまったが、心理学の矢田部（達郎）教授（当時は助教）と木村君が、カフェーでなぐり合いして、矢田部君のミケンに血が出るほどであった。矢田部君は柔道の段もちで、木村君はそんなことの出来ない人なので、木村君が勝ったなどというのは、私には不思議であったが、素早やかかったのであろうか。尤も、二人とも酔っていたらしい。私は、現場にいないから、よくは知らない。その頃の福岡では、いろいろのことがあった。福岡の市民も、若い大学の「先生」たちの乱暴を多少特殊の眼で見られていたのかも知れない。それまでの九州大学は、医学部や工学部だけで（正しくは大正八年に農学部も開設されている）、福岡日日新聞（現在の西日本新聞）のような地方紙の第一流のものも、原稿料を「差上げ」るのは失礼だということで、菓子箱一つですましていたような時代の余風が残っていたのであるが、福岡日日に何か書いて原稿料ももらったのは、私をはじめかも知れない。九大に赴任してすぐのことであった。

そういう時代であったので、木村君のけんかも、別に街の問題にはならなくてすんだ。⁽⁶⁷⁾

矢田部達郎（矢田部良吉の四男）は、木村より四歳年上の明治二六年生まれ（当時三三歳）であるから、同年代どうしの酒の上の喧嘩といえようが、それにしても流血の事態まで招くのはさすがに少々やり過ぎであり、矢田部もまた木村に対して好印象は抱かなかつたろう。

（2）杉之原舜一

杉之原舜一は、九州帝国大学時代の専任教員の中では数少ない京都帝国大学出身者であるが（佐治謙讓と二名のみ）、これには少々複雑な事情が存在する。当時の旧制高校の卒業者数と帝国大学の入学定員は総数において一致しており、前章で触れたように、低迷する京都帝大を避けて、東京帝大進学を希望する学生が多かったため、東大には入試があったが、京大には無試験で入学することができた。⁽⁶⁸⁾一高卒の杉之原もまた、東京帝大への進学を希望していたのであるが、しかし、病気で入試を受けられなかったため、ひとまず京都帝大に籍を置き、翌年改めて東京帝大を受験して合格した。当時、そのような「腰かけ受験」の学生は、杉之原のほかにも少なからずいたらしい。ところが、京大の側では、これ

を咎めて、杉之原を放學処分にした。官立大学を放學になると、それが解けないうちは他の官立大学に入れないため、東大合格も取消しになってしまふ。窮地に陥った杉之原は、東大の末弘巖太郎や京大の佐々木惣一に頼み込み、結局、京大への復學が認められる形で決着した、というのが事の顛末であるが、杉之原によれば、その背後には「京大の東大への対抗意識というか、感情的なものがあつたことはいなめない」⁽⁶⁹⁾。

さらに、京大卒業後の進路も紆余曲折をきわめた。

京大で私の保証人になつたのは、刑法の宮本英脩教授であつたが、この宮本教授から、私が京大を卒業するとき、民法の助手にのこらないかという話があり、私もその決心をしていた。ところが、そのことは教授会で否決されてしまつた。その理由というのは、民法の中島為吉（玉吉）という教授が、「杉之原は京大に在籍しながら、無断で東大に入学しようとした経歴がある。せつかく京大の助手にしても、学者としてもものになつたら、よそにでていくのではないか」と頑強に反対したからであつた。しかし、実はこれは表面上の理由で、ほんとうは、教授会にかかる前に、民法の担当教授のところに挨拶にこなかつたのがけしからん、ということであつたようだ。これはあとで人から聞いたことである。

とにかく、民法の教授がだめだ、というのなら仕方がなかつた。佐々木先生も、あとのことを考えよう、と心配して下さつたが、末弘先生が、東京へきたらどうか、とにかく東大の大学院に籍をおけ、といつて下さつた。私はそれに従つた。⁽⁷⁰⁾

こうして大正一四年東大の大学院生となつた杉之原が、翌大正一五年九州帝国大学法文学部に奉職することとなる経緯は、次のようなものである。

私が東大大学院にいるうち、舟橋諄一氏が留学するので、舟橋氏は、彼が担当していた『法学協会雑誌』の編集の後任に私を推薦した。そこで、この雑誌の編集の仕事で、月に一回は美濃部教授と会うようになった。

その美濃部教授が、ある日、ちよつとこい、と私をよびだしたのでうかがうと、「君に、九大法学部〔法文学部〕で民法の講義をしてもらうことになつた」ということであつた。私は当時、京大を卒業して東大大学院に入ってから一年しかたつておらず、

論文も一つ発表したきりであった。当時は助手を二年やってから助教授になるのがふつうであった。しかし、そういわれたので、美濃部教授に履歴書を提出すると、「ア、君はまだ一年だったか。もう二年たったとおもっていたがなあ、まあいいだろう」と鷹揚なものであった。⁽¹⁾

なお、以上のような経緯を経て九大に着任した杉之原舜一もまた、同い年で同日付着任の木村と同様、年長の教授たち相手に挑発的な態度をとっている。

こうして、九大にいくことになったのだが、赴任してみるといろいろ問題があった。

そのころは学生運動がさかんになってきていた。この学生運動の影響は九大にもおよんでおり、これに関連して教授会でもしばしば対立が生じた。

文科の教授には年配者が多く、法経のほうには、二〇代、三〇代の若手が多くて、ちょっとしたことでも、もつれることが多かった。そういう小さな問題が積みかさなって、対立感情がよまっていた。

私は、助教授に任命する発令がちょっとおとくられて、講師ということで赴任したのだが、当時、九大の教授会には講師と講義をしない助教授は加えない、という慣例になっていた。

教官たちが皆で昼食をしたあと、「ではこれから教授会をひらきますから……」といわれると、助教授や講師はごろごろと部屋をでていく。私は、これは不当なことだ、とおもって、ある日、席にすわったまま、出ていかなかった。これが問題になって議論になったが、他の助教授や講師も、かげではブツブツ不満をいっており、なかには「杉之原君、ひとつやってくれ」などという者もあった。結局、美濃部学部長（事務取扱）の決裁で、助教授は、発言権、表決権をもって教授会の構成メンバーとなることが決まった。⁽²⁾

(3) 風早八十二

大正一五年五月の木村亀二・杉之原舜一着任の後、翌六月には大沢章が教授として、九月には武藤智雄が助教授とし

て、一〇月には風早八十二が助教授として着任する。

木村と同様三高出身の風早が、京都市大ではなく東京帝大に進学した理由も、「京都の空気が沈滞していて、なんとなくいっぺん東京へ出てみたいという小兒的なあこがれがあったのかもしれない」というものである。⁽⁷³⁾

学生時代吉野作造の新人会に所属した風早は、卒業後は助手に採用されて牧野英一の研究室に入るが、助手時代の主たる研究対象は、自由法論や法社会学であつて、まだマルクス主義には目覚めていない。⁽⁷⁴⁾だが、大正一三年九大への就職が決まって文部省在外研究員として留学した先で、宇賀田順三や菊池勇夫から日本の動静を伝え聞き、さらに、大正一五年一月に帰国して福岡に到着早々、京都市連事件以降の思想統制による学生の処分問題に巻き込まれている。

実は、私よりしばらくあとから、パリにやってきた公法の宇賀田順三君は、来るなり、マルキシズムの勉強をバリバリやっております、一刻もはやくドイツに、そして、できればロシアに行くのだといっていましたし、やはり、私より一年おくれて横田喜三郎君と菊池勇夫君と一緒にパリにやってきましたので、さっそく下宿を訪ねた時、菊池君のトランクの中から、高畠〔素之〕訳の資本論全三巻がとび出しました。……はるばるヨーロッパに来て、やる研究は一杯ある、何もわざわざ日本の本を持ち歩かなくても、それに、貴重なキロ制限もあるのに、と、奇異に感じたとしても不思議はないでしょう。にもかかわらず菊池君までが、資本論の邦訳大冊を全部、身辺にくっつけて留学するということは、これは大変なことだ。きつとそれだけの理由というか、日本に何事か起っているにちがいない、とうすうす想像できました。

果たせるかな、一九二六〔大正一五〕年十一月に日本に帰ってみると、すくなくとも思想界には重大な変化が生れていることに気づきました。それは、マルクス主義のブームといつても過言でない情況で、猫も杓子もマルクス主義を語ることなしには夜も日も明けぬという有様でした。……私が帰朝した二六〔大正一五〕年十一月当時の九大法文学部の若手教授と大多数の学生についてもそうでした。

現に私は、九大赴任のため十一月末日の夕方、福岡の仮家に到着したとき、佐々弘雄教授（政治学）が車で家の前に私を待ち

うけており、私を見るなり「間もなく教授会が開かれる時間だが、今夜の会議には、愛甲（勝矢）、楠本（楠元芳武）二学生処分及び処分の仕方に関して、大工原総長問責決議案が出ることになっていたので、君も一票あるから、すぐ一緒に来てもらいたい」というのです。車の中できいたところによると、法文学部の学生の圧倒的多数を構成する進歩的學生大衆は、みなマルクス主義を支持しており、マルクス主義思想のために愛甲、楠本（元）が放學処分になったことに全面反対である。われわれ若手教授、助教陣もみな同様である、というようなわけです。

総長糾弾決議は、賛成二十一票、反対二十票と一票差で可決、ついに総長は、辞任に追いこまれました（大工原銀太郎総長の辞任は、実際には内訌事件後の昭和四年である）。この賛成二十一票のうち一票はほかならぬ私でした。その余の二十票も、ほとんどが美濃部先生の息のかかった東京組若手教授、助教授でしたが、いずれもいつのまにか、マルクス主義思想の合法性を信じて疑わない連中に「発展」（？）していたわけです。赴任早々こんなムードの中に入りこんだようなわけで、私は、刑法講義案作成に当たっても、法社会学のザインにとどまることは限界にきていました。パリの菊池君ではありませんが、私も人なみに、もう一度資本論にとりつき、ねるときも枕元に資本論を積み重ね、それを読みながら寝付くというありさまでしたが、今度はどういうわけか、——いや新カント派の方法二元論ならぬ、デュルケームの実証主義的一元論の壁につき当たり、悩み抜いていたためか——資本論の唯物弁証法がはじめてわかった気がし、躍り上って歓喜を味わったことを思いおこします。⁽⁷⁵⁾

なお、具島兼三郎によれば、木村派・反木村派の感情的対立が爆発する直前の昭和二年七月上旬、九州帝国大学に留学していた中国人學生たちによって企画された「山東出兵反対大演説会」には、反木村派の佐々弘雄と風早八十二、木村派の山之内一郎と杉之原舜一のほか、経済科の向坂逸郎・石浜知行が参集していた（向坂と山之内は登壇者⁽⁷⁶⁾）。昭和三年三・一五事件で九大を追われる佐々・向坂・石浜の三人は、九大に赴任する前からの左翼思想家であるが、山之内は、前記のように、九大着任後にマルクス主義に対する確信を抱き、風早と杉之原に至っては、福岡の學生・労働者・外国人の社会運動を目的に当たりにして、マルクス主義に目覚めてゆくのである。

(4) 西山重和・大沢章

さらに、木村派に属する西山重和(大正一五年四月着任)・大沢章(大正一五年六月着任)と木村亀二の関係についても付言しておく、彼ら三人と山之内一郎は、同時期に文部省在外研究員として留学したが、大沢・西山に配分されていたはずの各二〇〇ポンドの図書購入費が、ロートマール文庫購入に流用されたため、木村の分として山之内が保管していた(木村と山之内は東大助手時代からの旧知の間柄)二〇〇ポンドを、木村・大沢・西山の三人で分配せざるを得なかったという(一人当たり約六六ポンドの平等分配)。要するに、彼ら四人は、留学時代に図書購入費問題を通じて固い友情の絆で結ばれていた。結局、木村派の構成は、①留学仲間の四人(木村・大沢・西山・山之内) + ②一人(木村と同時着任の杉之原舜一)と理解される。他方、反木村派の構成は、①法文学部創設時の法科教授三人(東季彦・藤沢親雄・佐々弘雄) + ②一人(風早八十二) + ③一人(滝川政次郎)と理解されるのであるが、②風早が反木村派に回った経緯、ならびに、③滝川が休職処分者に追加された経緯については、次節にて論ずる。

3 昭和二年——内訌事件の勃発

(1) 昭和二年三月——木村亀二不信任決議

木村亀二に対する排斥運動は、美濃部達吉法文学部長事務取扱時代の昭和二年三月九日(第七〇回)法文学部教授会における(なお、美濃部は昭和二年の教授会には一度も出席しておらず、議事進行はすべて学部長(事務取扱)代理の四宮兼之が行っている)、東季彦ほか計六名(教授会記録では氏名不詳だが、文科の教員も含まれていたと推測される)の発議による木村不信任案の可決に始まる(可二三票、否一票、棄権一票)。その結果、木村は、同年三月二五日付で全学の評議員を辞任し、教授会にもしばらく出席しなかった。

(2) 昭和二年九月——刑事訴訟法講師嘱託問題

だが、そのようなところへ、同年九月、風早八十二が進めていた刑事訴訟法の講師嘱託に関して問題が起こる。この

人事に関して、風早は法科協議会から一任されたと理解していたが、木村は、いつもの形式論理によって、法科協議会議事録に風早に全権を委任する旨の文言がないから、風早の人選は無効であると主張し、これに同調した杉之原舜一らによって、風早の人事は否決されてしまう。これにより、文科の年長教授と同様、風早は反木村派に与することになるが、もつとも、杉之原によれば、風早の行った独断専行の所業は、それ以外にもあったという。すなわち――、

法科の木村亀二君が若手のリーダー格で、教授会の席上でも辛辣に年配層の人たちをやつつけるもので、年配の教授たちからにくまれていた。

そこへ、風早八十二君がちよつとまずいことをひきおこした。それは刑事訴訟法を講義する候補者を交渉するさいに、教授会にはからず勝手に決定してきたことである。それともう一つ、外国に留学したときあつてきた外国の法律雑誌のバックナンバーを、これも教授会にはからず、研究室に売ってしまうということをやった。

これらについて、木村君がきびしく追及した。⁽²⁸⁾

だが、風早が講師を依頼した先は、福岡地方裁判所判事の西村義太郎であつたことから、この人事を今さら覆すとすると、裁判所との関係でも問題が生ずる。そこで、東季彦・藤沢親雄・佐々弘雄・滝川政次郎・風早八十二（以上反木村派）に西山重和（木村派）を加えた六教授と浅野正一助教授の計七名は、九月二一日（第八六回）教授会において、同人事の再審議を提案した。提案理由を説明したのは、木村派の西山重和であつたが、木村はここでも形式論理を振りかざし、一事不再理を理由に反対した。結局、総数三〇名による投票の結果、可一九名、否一〇名、棄権一名で、風早の人事案件は承認されたが、この教授会において、木村が、先の三月不信任決議を嘲笑する発言を行ったことから、日頃より木村に反感を抱いていた教授陣の怒りがついに爆発することとなる。

（3）昭和二年一〇月――反木村派「建白書」提出と木村派「声明書」発表
以後の経緯については、本章の冒頭で触れた通りである。

すなわち、美濃部達吉が学部長事務取扱を離任した翌日の一〇月九日、文科の松濤泰巖・片山正雄の二教授と法科の東季彦・藤沢親雄・佐々弘雄・滝川政次郎の四教授の計六名は、当日学部長に就任したばかりの四宮兼之に対して、木村亀二の進退を問う件を議題として教授会を開催するよう要求した。だが、四宮新学部長は、これを拒絶したうえ定例教授会の開催も見送ったため、反木村派のうち法科に属する東季彦・藤沢親雄・佐々弘雄・滝川政次郎・風早八十二の五名は、一〇月一三日、木村亀二のほか、四宮新学部長に議案拒絶を教唆した（と反木村派は考えた）山之内一郎・杉之原舜一を指揮する「建白書」を大工原銀太郎総長に提出、これに対して、木村派は、一〇月三十一日、糾弾された三名に木村の留学仲間の大沢章・西山重和を加えた五名の連名で「声明書」を公表した。

（4）昭和二年十一月——六教官休職処分

そして、この紛擾に対して、十一月二二日、両派からそれぞれ三名が文官分限令一条一項四号に基づく休職を命ぜられたわけであるが、杉之原舜一は、反木村派の黒幕を佐々弘雄とする一方、先に引用した向坂逸郎と同様、「喧嘩両成敗」の裁定を行ったのは、時の東京帝大法学部長・中田薫であったとする。

文科系の年配の教授たちのあいだでは、木村君がなにかというど波風をおこす、というので、日頃からの感情対立もあって、木村排斥運動がおこってきた。その裏には佐々弘雄君がうごいていたものと見られる。

そこで教授会を招集して、木村君を辞職させようというごきがおこり、学部長（四宮兼之）から私に「こういう話があるがどうする」という相談があった。私は、教授会が多教決で教授の排斥をきめることは非民主的であり、そういうことがまかりとおったならば、大学の自治、学問の自由もおびやかされると考えて反対した。そういうことから、木村排斥側とそれに反対する側の対立が拡大してきた。当時（東京帝国大学法学部の）学部長には、法制史専攻の中田薫教授がなっていたが、中田学部長はこの問題について、喧嘩両成敗を断行し、木村、杉之原、山之内と、滝川、東秀彦（季彦）、風早の六人を休職処分にした。

私はそのころ、ヨーロッパに留学することがきまつており、一九二七年（昭二）一〇月に健康診断もすんでいたのだが、一

月に休職になって、留学はとりやめということになってしまった。⁽⁷⁹⁾

一方、今中次磨は、「創立後日の浅い九大の法文学部の人事問題は、殆ど東京大学法学部長の支配下にありました。九大学長大工原氏は常に東大と相談して事を運び、九大法文学部長〔事務取扱〕美濃部達吉氏は東大法学部長のカイライにすぎなかったからです。当時の東大法学部長は中田薫氏でした。美濃部先生は東大教授兼任の、ときどき九大にやってくるだけでした」と述べる。⁽⁸⁰⁾しかし、すでに触れたように、美濃部達吉は昭和二年六月八日まで、中田薫前任の東大法学部長であり、また、木村排斥の具体的行動は、美濃部が九大法文学部長事務取扱を離任した翌日の一〇月九日より始まっているから、美濃部が中田の「カイライにすぎなかった」とする今の言は、少々つじつまが合わない。ただし、東大法学部内の派閥構成に関して、中田薫が主流派の領袖であったことは事実である。ここでは、前章の東京帝大に関する記述部分でも用いた丸山真男の回顧談を再び引用しよう。

田中〔耕太郎〕派を遡ると中田薫先生になる。中田薫から田中耕太郎というのが法学部正統派です。滝川事件のときは、中田先生の「動くな」という一言のもとに、東大法学部はどうとう京大に呼応して立たなかった。蠟山〔政道〕さんたち助教教授は騒いだのだけでも、中田先生に抑えられたのです。⁽⁸¹⁾

昭和八年五月二六日滝川幸辰が文官分限令二一条一項四号（戸水寛人・井上密・九大内訌事件の休職処分事由に同じ）により休職処分となった時期の東大法学部長は、中田薫（在任期間・昭和二年六月九日―昭和五年九月二九日）後任の穂積重遠（在任期間・昭和五年九月三〇日―昭和八年九月二九日）であり、その後の法学部長は未弘巖太郎（在任期間・昭和八年九月三〇日―昭和一一年四月六日）であったから、中田の「動くな」の一言は、公的な地位に基づく正式の指令ではない。にもかかわらず、東大法学部スタッフは、中田に服従した。まして九大内訌事件当時の中田は法学部長であったから、大工原銀太郎九大総長が切望した四宮兼之法文学部長による学部内での自治・自律的な処理が頓挫し、やむなく東大法学部に善後策を相談した際、中田の下した喧嘩両成敗の裁定に対して異を唱える者は、東大内部にはい

なかったのだろう。大学・学部の自治や教授の身分保障が意識されていた時代だけに、すこぶる奇妙な現象であるが、九大法文学部法科に関しては、東大法文学部の殖民地にすぎないと考えられたのだろうか。

なお、喧嘩両成敗の裁定が中田薫によるものとすれば、中田の弟子である滝川政次郎が後になって休職処分の対象者に追加された理由として思い浮かぶのは、滝川が次のように説明する、二人の関係である。

しかるにその〔恩師の〕中田博士とは、大正十五年起つた次の一件以来、会っていないのである。その事件というのは、同年三月、中田博士はその論文集『法制史論集』第一冊を岩波書店から発刊せられ、その批評紹介を私が「国家学会雑誌」（東大法学の機関雑誌の一つ）から依頼せられたところ、その文章が気に入らぬというので、没書にされたという事件である。

当時、私は九州帝国大学法文学部助教として、法制史講座を担当していた。故に「国家学会雑誌」の編集者は、私を適任者として批評紹介の文を頼んで来たわけであろうが、私はそのとき「中田博士は私の先生ですから、批評はできません。」と言って断ればよかつたのであるが、青年の客気で氣を負うている私は、公正の筆を揮つた。それが行き過ぎておれば、中田博士が反論を草してその行き過ぎをたしなめれば、それでよいと考えた。

ところが中田博士はそれが発表せられない前に、手を回してそれを一覽せられ、烈火のごとく憤つて、それを没書処分に付し、私に破門状を送つて來られた。それを受け取つた私は、私を一個の学者として認めないで、苦心に成る私の紹介文を日の目も見せずに葬ってしまったその越権の沙汰に憤慨し、詫びを入れて再交を願う氣にもなれなかつたのである。⁽⁸²⁾

他方、六名もの教官を「喧嘩両成敗」で休職処分とする措置は、同時に、彼らの抜けた穴を埋める手立てとワンセットでなければならぬ。この点に関して、東京朝日新聞昭和二年一月二日朝刊には、次のような記事がある。

九大へ／応援教授

学部内の内紛の結果去る十一月二十二日九大法文学部では四教授（正しくは五教授）、一助教が休職となり、その後任教授につき大工原銀太郎九大総長は東京と京都両大学に教授の応援を求めてゐたところ東大法文学部では九日の教授会の結果東大、京大よ

り左の五教授を講師として九大に派遣する事に決定した

▲東大 牧野英一（刑法） 三浦信三（民法） 穂積重遠（法理） 末弘厳太郎（民法） ▲京大 中島玉吉（民法）

尚五教授の出発時期は未定であるが牧野博士がもっとも早く多分今年中に出発、一月早々約一週間講義をなして帰京、続いて穂積博士が西下する予定である

4 昭和三年——三・一五事件の打撃

（1）応援人事

昭和三年度『九州帝国大学一覽』の法文学部「講師」の項によれば、上記昭和二年末の新聞記事掲載の東大教授四名、京大教授一名のほか、東大からは上杉慎吉（憲法）・小野清一郎（法理学）、京大からは末川博（民法）・牧健二（日本法制史）が講師に就任している（【図表4】「講師」欄参照）。

なお、商法講師の板倉勝朝は、旧陸奥福島藩主・板倉子爵家の出（昭和三年襲爵）で、大正一一年京都帝大法学部独法科卒。昭和三年三月七日〔第一〇二回〕教授会では、後記（3）佐治謙讓（助教授）・田中和夫（講師）とともに助教授候補として推薦・可決されているが、結局一年限りの講師に留まった。

（2）三・一五事件による離職

その一方で、昭和三年には、三月一五日の第二次日本共産党検挙事件（三・一五事件）を契機とする左翼思想弾圧が九州帝国大学にも及び、四月二四日付で佐々弘雄（法科）・石浜知行・向坂逸郎の三教授と助手の塚本三吉（以上経済科）が大学を追われて、法文学部は、法科のみならず経済科も大打撃を被った。

（3）新規着任

なお、内証事件の昭和二年四月には浅野正一、七月には宇賀田順三が助教授に着任しているが、これらは以前から予定されていた人事である。同様に、昭和三年六月三〇日付で講師に着任した田中和夫（翌昭和四年六月助教授）と、同

年一〇月一〇日付で助教授に着任した菊池勇夫も、同年三月末日限りで講師嘱託を解かれた阿武京二郎（民事訴訟法）と杉本勝次（社会法）後任の予定人事である。⁸³⁾ 昭和三年四月に助教授になった佐治謙讓（京大出身の佐々木惣一門下な）が天皇主権説に立って天皇機関説の前提である国家主権説に対し執拗な批判を繰り返した人物）の着任の経緯は、調べきれていない。以上に対して、昭和三年一月二六日付で教授に着任した今中次麿は、三・一五事件で大学を追われた佐々木雄の補充人事であるが、今中によれば、「わたくしが九大へきました直接の理由も喧嘩両成敗でやめられた先生の補充の意味があつたわけで、両成敗のあと始末が残つておりました」。すなわち――、

当時すでに佐々、向坂、石浜の三君は辞しておられ、ついで木村亀二（法理学）、山之内一郎（憲法）、風早八十二（刑法）の三教授と杉之原舜一（民法）助教授に対し滝川政次郎（日本法制史）、東季彦（民法）の二教授（……正しくは風早が滝川・東とともに反木村派に属する）、都合六人が喧嘩両成敗で辞められることになったが、この事件の結末がまだ完全についていなかったのです。その穴埋めとして菊池勇夫君、金田平一郎君、わたくし都合三人の外に、民法の三瀧信三先生が東大兼任教授として、また刑法の宮本英脩先生が京大兼任教授で任命されたわけでありました。わたくしは恩師小野塚（喜平次）先生と東大法学部長中田先生立会いの下で、喧嘩の両派を代表する大沢（木村派）、藤沢（反木村派）両教授と会見し、九大赴任と決定したのです。しかしわたくしたちが赴任した当時、なお一部教授の反対で東教授の辞表申達が教授会の承認を得ることができず、何度教授会を開いても定足数不足の状態であった。この処分案は元来東京でつくられたものですから、妥当であったか否か問題だったでしょう。結局春日政治学部長と大工原学長の決断で東教授の辞職は片付いたのだと思います。⁸⁴⁾

（４）東季彦・滝川政次郎復職問題

右の今中の言のうち、①東季彦の辞表提出は、東のほか滝川政次郎の復職問題と結びついている一方、②大工原総長の法文学部の自治への干渉問題と密接に関連しているようであるが（なお、大工原は、かつて杉之原舜一の出席強行と美濃部達吉の裁定によって実現した教授会への助教授参加を、法文学部の意向を無視して教授のみの参加に変更した後、

昭和四年九月一二日に辞職した、十分な資料を入手できていない。『九州大学五十年史』の記述も、①と②の関係について明瞭さを欠く。

先の内訌事件で休職になっていた法文学部教授東季彦は、昭和三年一月、教授会に辞表を提出した。東季彦の辞表提出を機に、翌一二月に入ると、東季彦・滝川政次郎両教授の復職問題が起こってきた。しかし、後任教授補充の道も次第についておりに、また休職教官中両教授に限って復職させるのは、他の休職教官に対する排斥の実現になり面白くない、等々の理由で大工原総長は両教授の復職問題を取りあげなかった。両教授の復職を主張する法文学部の六人の教授は、この問題で総長の処置に不満の意を表し、対立するにいたった。俗にこれを六教授事件といっている。各学部の教授会では、この対立を憂え、とくに医・工両学部の評議員は同問題解決のため、早急に評議会かそれに準ずるものを開くように要求したが、総長はこれに同意を示さなかった。昭和四年一月、総長は東の辞表を文部省に進達した。法文学部教授会は総長の処置を、大学自治の立場からみて不満であるとし、これを文書にして提出した。休職教授問題は、次の松浦（鎮次郎）総長のときになって解決される。⁵⁵⁾

5 昭和四年——内訌事件休職者の離任

（1）東季彦・滝川政次郎復職問題（続）

上記「六教授事件」にいう「六教授」とは、経済科の高田保馬・大森研造・竹内謙二、文科の豊田實・佐久間鼎らであるが（残り一名については教授会記録からは判然としないが、法科の教授ではないようである）、翌昭和四年の東京朝日新聞一月二日朝刊には「九大の紛擾解決か／総長と六教授確執問題」と題する次のような記事があり、

九大法文学部六教授対総長の確執問題に就き同学部では十九日午後三時より全教授出席して解決策につき決議したが／一方学生側では同日朝問題の真相並に感情的対立による内紛に反対、法文学部自主権の擁護、後任教授補充の急速なる解決の文句を並べた檄文を学生一般に配付し更に二十四日頃を期して合法的の学生大会を開くことになったが同問題に関する多数教授の意向は依然として六教授側に不利の形勢にありその大勢を察した六教授側でも多少譲歩の色も見えて居るのであるひはこゝ数日中に円満

解決と見るのではないかと見られてゐる

その六日後の一月二七日東京朝日新聞朝刊には「九大の紛擾／やとと解決す／きのふ協議会で／両教授の復職認められ」と題する次のような記事がある。

九大法文学部の東滝川両教授復職にからむ六教授対大工原総長の確執問題につき同学部では廿六日一部教授の出席せぬため予定より遅れ午後七時半から緊急協議会を開会し、／協議の末教授会としては東、滝川両教授の復職を認めた十月十日の答申を妥当と認め春日学部長は他の二教授と共に総長を訪ひ懇談の結果総長は右の答申案の意思を尊重することとなつたので三教授はその旨を教授会に報告し／こゝにおいて昨年五月より約九ヶ月にわたつて続けられた同問題も全く解決するに至り午後十一時半散会したが／實際問題としては問題の東、滝川二教授の復活は種々の事情よりして実現困難なるべく総長もその意思を言明し教授会にあつてもまた諒として大体前述の昨秋の答申案を尊重されるといふことをもつて今回はとも角も解決するに至つたものである

右記事によれば、東季彦・滝川政次郎の復職問題は、東が辞表を提出する昭和三年一月より以前の、同年五月以降議論されており、同年一〇月一〇日には二人の復職を認めるべき旨の「答申」ないし「答申案」が提出されたといふのであるが、しかし、その一方で、「實際問題としては……二教授の復活は種々の事情よりして実現困難」ともあり、結局、東季彦の辞表は受理されて、彼は昭和四年六月一二日付で退官する。⁽⁸⁶⁾

一方、残る五人の休職教官は、昭和四年一月二二日に二年間の休職満期をもつて免官となるのであるが（京都市長に就任した井上密の免官事由に同じ）、手持ちのわずかな資料のみでは、事の詳細はまったく明らかにならない。

(2) 応援人事

他方、応援人事に目を転ずれば、昭和四年一月三〇日京都帝国大学教授と兼任で刑法刑事訴訟法講座担任教授となつた宮本英脩は、明治三八年東京帝国大学法科大学独法科卒業（牧野英一（明治三六年仏法科卒業）の二期下）。その後は司法官の道に進み、大正三年四月には東京地方裁判所部長、同年八月には大阪地方裁判所部長となつたが、大正五年

二月に死去した富田山寿の後任として同年七月二日京都帝国大学法科大学助教教授に迎えられ、大正八—一〇年の留学から帰朝後の大正一〇年一月二二日教授に昇任していた。⁸⁷⁾

このほか、講師では【図表4】「講師」欄参照）、東大から前年に引き続き三瀧信三が派遣されたほか、昭和四年四月七日に病没した上杉慎吉に代わって野村淳治が憲法を担当している。

(3) 新規着任

一方、大正一四年四月に九州帝国大学副手となって、同年一二月文部省在外研究員として留学を命ぜられ、翌大正一五年五月より渡欧していた舟橋諄一には、急遽帰国の命が下り、昭和四年五月帰朝した彼は、同月二〇日助教教授に任ぜられた（翌昭和五年一月二六日教授昇任）。また、法制史に関しては、東大・中田薫門下の金田平一郎が同年一月一七日（滝川政次郎の休職満期免官の四日前）講師（常勤）に就任している。

6 昭和五年——安定期の始まり？

(1) 応援人事

『九州大学五十年史』は、昭和五年から同一六年までを法文学部の「安定期」と呼んでいるが、しかし、昭和五年には、依然として東大から野村淳治（憲法）・牧野英一（法理学）が応援講師として派遣されているほか【図表4】「講師」欄参照）、前年の宮本英脩に続き、前年度まで非常勤講師であった三瀧信三（宮本英脩とは東京帝大法科大学独法科の同期卒業）が民法第一講座教授（東大教授と兼任）に迎えられている。

(2) 新規着任

前年一月に講師（常勤）に就任した日本法制史の金田平一郎は、昭和五年二月助教教授に昇任する。しかし、法制史の助教教授に関しては、すでに大正一五年に武藤智雄が着任しており、いずれが教授に昇任して法制史講座主任となるかが、後々まで問題となった。結局、昭和一五年金田平一郎が法制史講座教授となり、他方、武藤智雄は、戦後の行政整

理（大学教員定数削減）の犠牲となつて昭和二一年三月末日付で辞職を余儀なくされる。今中次磨によれば、

武藤君は当時西洋法制史の助教授でした。あれは日本法制史専攻の金田平一郎君との関係で、どちらが法制史講座をもつかというところが長い間問題になっていました。講座名は単に法制史であつて西洋でも日本でもよいのですが、先任者たる滝川教授が日本法制史であつたから、この講座は日本法制史でなくてはならないという主張もあつて、武藤君は遂に教授になれなかつたのです。もとよりそれだけの理由ではなかつたでしょう。⁽⁹⁰⁾

と意味深長であるが、武藤の退職から二年後の昭和二三年一〇月に金田は四九歳で没し、他方、翌昭和二四年一月五日大阪大学教授の職を得た武藤は、その後法学部長等を務め、定年一年前の昭和三七年四月に六三歳で没した。

(3) 離任

昭和二年内訶事件の際、佐々弘雄とともに休職処分を免れた藤沢親雄は、昭和五年八月三〇日東校書院創立のために依願退職し、これにより内訶事件の反木村派の教員五人はすべて九大を離れ、結局、内訶事件の当事者は、木村派の二人の国際法国際私法講座教授（第一講座の大沢章と第二講座の西山重和）だけになった。

7 昭和六年——応援講師依頼の終了

昭和六年になると、外部応援の臨時講師の嘱託がなくなるが、しかし、依然として宮本英脩と三瀧信三の二名に兼任教授を頼っている点において、完全な体制に回復したとはいいかねる。

なお、昭和五年に常勤の講師として着任した上原道一は、昭和六年一月一日助教教授に昇任するが、昭和一一年二月二三日三三歳の若さで病没した。

8 昭和七年——河村又介・林田和博の着任

(1) 河村又介

昭和七年八月二日、山之内一郎の後任の憲法講座教授として、東北帝国大学教授（後の最高裁判所判事）河村又介

が着任する。彼が東北から九州に転じた経緯は、次のようなものであった。

九州は、いま申しました田中義一内閣の弾圧（昭和三年三・一五事件）で、向坂逸郎、石浜知行、佐々弘雄の諸君がやめました。その前に、そういう思想問題とは関係なく、あすこで若い教授連中が大喧嘩をして大騒動をしたことがあるのです。そのために、山之内一郎君とか、滝川政次郎君、風早八十二君、ああいう連中がその前に五、六人やめて、それからまたそのあとに佐々弘雄、向坂、石浜の諸君がやめて、九州は全滅に近かったのです。そこに、九州で憲法を持っていたのが山之内一郎君なんですけれども、山之内一郎君のあとを九州からどういわけか私に白羽の矢を立てまして、「九州へ来ないか」というわけです。私は、東北に根が生えておりましたけれども、いろいろな事情がありことに仙台で女房を亡くしたのです。小さい子供を抱えておりましてね、困っているところに九州へ来ないかということで、九州なら郷里（山口）に近くて子供なんかの世話にいくらかいいと思って、そういうこともありまして、学問も（東北帝大で担当していた）『国家原論』というのは難しゅうございましてね、……これはとてもわれわれのような非才ではやれる仕事ではないとて余っていたのです（憲法は佐藤丑次郎がいるため担当できない）。それに家庭の事情だの絡み合います、結局九州に移す決心をしたわけなんです。⁽⁹¹⁾

河村又介と、三・一五事件で放逐された佐々弘雄・石浜知行とは東大新人会以来の旧知の間柄で、留学中も行動を共にした仲間である。⁽⁹²⁾ ちなみに、昭和一〇年天皇機関説事件が起こると、河村もまた「やはり機関説の一味だというので、刑事につけられたり、暴漢に襲われかけたりしたことはございました。刑事も大分ついて回りました。右翼のほうの宣伝だと、私は九州では、左翼のやつが一掃されたのでその立て直しのために「美濃部学派再建の使命を帯びて九州に派遣せられた美濃部の高弟だ（笑い）」ということ、まるで後醍醐天皇の南朝衰えて、西征将軍が九州に遣わされたみたいな言い分です」。⁽⁹³⁾

（2）林田和博

なお、『九州大学五十年史』によれば、「法文学部の学問的成長のうえからいつて一画期をなしたのは、昭和七年であ

る」とされる。「というのは、この年はじめて九州帝国大学法文学部出身者六名が一挙に講師に任ぜられ、それぞれ専門の学を講ずるようになったのである」⁹⁴。法科では、林田和博が昭和七年二月五日に助教教授に就任する。しかしながら、法科に関していえば、九州帝国大学時代の母校出身の教官は、結局、彼一人であった。

9 昭和八年——法文学部法科の自立

(1) 宮本英脩・三瀧信三の離任

九州帝国大学法文学部から、昭和二年内訌事件の傷跡が完全に消え去るのは、昭和八年度（昭和八年四月一日）のことである。同年三月末日付で、京大・東大から応援教授として着任していた宮本英脩と三瀧信三が兼任を解かれ、本務校の専任に復帰したからである。

なお、宮本英脩は、同年京大を揺るがした滝川事件で、専任復帰三か月後の昭和八年七月一日教員総辞職に連座するが、しかし、その五か月後の二月二十七日大学に戻り（いわゆる復帰組の一人）、昭和一七年五月三〇日の定年退官まで京大で教授を務めた。退官二年後の昭和一九年四月二十二日午前一時脳溢血のため死去。享年六一歳。

一方、東大ではじめて日本人としてドイツ法講座を担当した三瀧信三は、東大専任復帰から三年後の昭和一一年秋に盲腸の手術を受けて以降健康を害していたが、翌昭和一二年三月二五日の年度末の教授会には無理を押し出席した。東大法学部の領袖・中田薫が三月末限りで定年退官するからである。「つたえ聞く所によると、中田先生が『よく出てきたね』と言われたのに対し『最後の教授会だから』と答えたという。それは中田先生にとって最後の教授会だからという意味だった。……ところが、はからずもそれが自分の最後の教授会になってしまった。その日帰宅したのち、脳溢血で倒れ、二七日午前二時三二分（昭和十二年）永眠した」⁹⁵。享年五七歳。

(2) 山尾時三の辞職・浅野正一の死去

ところで、このようにして九大法文学部法科が自立を回復した昭和八年には、少々気になる事件が二つ起きている。

その第一は、五月一日の山尾時三（商法第二講座教授）の辞職であつて、五月三日の東京朝日新聞朝刊は、「山尾教授九大を追はる」との見出しで、次のような内容の記事を掲載している。

九大法文学部山尾教授は松浦（鎮次郎）総長の学内浄化のための最初の犠牲者として一日付依頼免官となつたが山尾氏については兎角の批評があるためであるといはれてゐる

翌昭和九年一〇月、山尾は三七歳の若さで没するが、死後まとめられた『新手法論』・『手法研究』の二書（いづれも岩波書店、昭和一〇年一〇月二五日刊行）の「序」は、山尾の退職理由につき「已むを得ない一身上の都合」といういかにも歯切れの悪い表現を用いる一方、退職後の動静について、次のように記している。

君は、教壇を去つた後、在野法曹として活躍するために弁護士登録をしたが、しかし多忙な実務に入る前にまづ年来攻究して来た商法学の著述をまとめようと決意し、そのまま福岡に留まつて筆を執つたのであつた。しかるに間もなく健康を害して病臥するに至り、闘病の効も空しく昭和九年秋十月二十五日つひに少壮三十七年の生を終つたのである。⁽²⁶⁾

高根義人・岡村司・勝本勘三郎・毛戸勝元が、京大辞職後直ちに東京や大阪で弁護士業務を開始したのに対して、福岡に留まり論文執筆に専念した山尾の行動は、すこぶる不可解である。新聞の死亡広告（東京朝日新聞昭和九年一月一二日朝刊）によれば、福岡での葬儀も、鎌倉在住の兄（山尾忠治）によつて、ひっそり行われたものらしい。さらに、上記遺著の編集を行ったのが、同じ商法（第一講座）教授の野津務ではなく、菊池勇夫・舟橋諄一・田中和夫の三人であつた点も気になる。

一方、昭和八年九月二六日には、政治学助教授の浅野正一が鉄道自殺している。九月二八日の東京朝日新聞朝刊には「自殺の原因は不明だが、強度の神経衰弱のためらしいが一説には学内のゴタ／＼を悲観したためではないかといはれ目下所轄署で取調中である」とあり、同日の読売新聞朝刊には「自殺の原因については法文学部助教授間に暗闘がありこれがため神経衰弱が昂じたものではないかと見られてゐる」とある。記事にいう「学内のゴタ／＼」あるいは「法文

説論
学部助教授問」の「暗闘」なるものが、前記山尾の記事にある「松浦総長の学内浄化」と別件か否かも含めて、真相は資料不足のため見当がつかない。

四 終 章

最後に、内証事件によって九大を去った教員たちのその後についても触れておこう。

紛擾の中心人物である木村亀二は、昭和二年休職処分発令後東京に戻り、牧野英一の指導を受けて、それまでの法理学から刑法へと専攻を転じ、昭和十一年三月、中川善之助（木村と同年同月生まれで東大（独法科）卒業も同期）の推薦で、東北帝国大学法文学部教授に就職した。しかし、この人事に関しては、九大時代の所業を理由に、難色を示す向きもあつたという。中川善之助の回想によれば――、

東北の法科で刑法の教授を探すことになつた。私は最初から、木村君を候補に挙げたのだつたが、同僚の中には、九大事件では木村君が大分暴れたらしいという噂を理由に、東北法科の平和を乱されるのではないかという懸念をもつて、私の提案に反対する者も少なくなかつた。私は、たとえ木村君が九大時代に暴れたとしても、それは昔のこと、今はもう齡不惑に達しており、乱暴の心配など全くの杞憂であるといつて自説を曲げなかつたので、みんなも、中川がそんなにいうならということと、とうとう木村君を仙台へ迎えることができるようになった。昭和十一年のことである。⁹⁷

一方、山之内一郎と杉之原舜一も、昭和二年の休職処分発令後それぞれ東大の恩師・美濃部達吉と末弘厳太郎の研究室に舞い戻っている。その後に関しては、杉之原舜一によれば――、

九大休職後はひまになつたので、本格的にマルクス主義を勉強しようと決心し、国家権力の理論問題にとりくんだ。

一九二九年（昭四）一〇月、プロレタリア科学研究所（同年一〇月一三日創立、一月、「プロレタリア科学」を発刊）の一部

としての国家学研究会をつくった。

これは誰が提唱してつくったのか、はっきりおぼえていない。山之内一郎、風早八十二、谷村直雄（弁護士）、杉之原らがあったら、研究会をやるとういうことになったのだらうとおもう。風早君とは、九大のときは対立する側だったが、休職後、二人とも東京に出てきてからは、同じくマルクス主義をめざすものとして仲良くやっていた。⁹⁸

だが、このうちの風早八十二は、翌「一九三〇（昭和五）年八月、末弘厳太郎教授監修の『現代法学全集』第三十巻にのせた『治安維持法』と題する論文が発禁になり、私は、当時つとめていた中大、明大、日大などをいっせいにクビになりました。第三十巻は三万部も印刷製本したのですが、これが全部警察庁にもつていかれ、発行者の日本評論社は、あやうく破産するところでした。⁹⁹以後、風早は、大学から離れ、戦後は弁護士として活躍した。

山之内一郎は、戦後、昭和二年東京（帝国）大学社会科学研究所教授となり、昭和三年定年退官後郷里の熊本大学教授となった後、東京・熊本間を往復して精力的な活動を続けた。酒をこよなく愛した人であったが、昭和三四年八月一六日信濃町駅のホームから転落して頭を打ち、慶応病院に搬送されるも、二四日午後五時三〇分頭蓋内出血のため死去した。享年六三歳。葬儀委員長は平野義太郎であった。

杉之原舜一は、戦後、昭和二年八月法政大学法学部長に就任するが、翌九月当時東大の法学部長であった我妻栄（在任期間：昭和二〇年二月一四日―昭和三年二月二日）から北大に新設される法文学部の設立準備委員就任を依頼され、昭和二年四月法文学部創設とともに教授として赴任する。ところが、昭和三年一二月に共産党への入党声明を発表した彼は、昭和二四年一二月に北大を辞職してしまう。翌二五年の参議院選挙への出馬を依頼されたためである。だが、昭和二四年五月には山下康雄が法学部の分離を控えた名古屋大学法経学部を引き抜かれていたため、杉之原の辞職によって、法科の教授は宮崎孝治郎ただ一人となってしまい、昭和二五年四月に予定された法経学部・文学部の分離が困難な状況に陥ってしまった。そのため北大は東大に応援を要請し、昭和二五年三月付で菊井維大・鈴木竹

雄・田中二郎の三名が北大法文学部教授を兼任することとなり、菊井は翌四月に分離した法経学部長を務め、さらに引き続き昭和二八年八月法学部・経済学部分離後の法学部長にも就任した。東大からの応援は、昭和三四年に菊井維大と田中二郎が、昭和三九年に鈴木竹雄が兼任を免ぜられてようやく解消する⁽¹⁰⁾。九大内訌事件の際に中田薫が行った「喧嘩両成敗」の処理が、昭和一四年田中耕太郎の画策した平賀爾学で繰り返されたのと同様、退職教授の穴を教授派遣で補う処理もまた、北大において繰り返されたのである。なお、その原因を作った杉之原舜一は、前記昭和二五年の参議院選挙に落選し、翌昭和二六年の札幌市長選挙にも敗れて、以後は、風早八十二と同様、人権派弁護士として活躍した。

(1) ①大正一三年九月二六日勅令第二二〇号により、「九州帝国大学官制」(明治四四年三月三一日勅令第四三三号)の規定する全学の教授・助教授・書記の総数がそれぞれ八名・二名・二名増員され、②同年九月二六日勅令第二四号により、大正八年二月七日勅令第一三三号「帝国大学及其ノ学部ニ関スル件」の九州帝国大学の項に「法文学部」が追加され、③同日(九月二六日)勅令第二二五号により、大正八年二月七日勅令第一七号「九州帝国大学各学部ニ於ケル講座ニ関スル件」に、法文学部八講座が追加された。

(2) ①大正八年二月七日勅令第一二二号「帝国大学令改正ノ件」により、明治一九年三月二日勅令第三三三号「帝国大学令」が全改されて単科大学に代えて「帝国大学ハ数個ノ学部ヲ総合シテ之ヲ構成ス」るものとされ(同勅令一条)、同勅令二条を受けて、②同日勅令第一三三号「帝国大学及其学部ニ関スル件」により、東京帝国大学・京都帝国大学の法科大学は法学部に変更された。九州帝国大学の創立当初より存在していた医科大学・工科大学が医学部・工学部に変更されるとともに、新たに農学部が設置されるのも、この時である。

(3) 『九州大学五十年史(通史)』(九州大学五十周年記念会、昭和四二年)二七四頁。なお、『九州大学七十五年史(通史)』(九州大学、平成四年)四八頁以下、『九州大学七十五年史(史料編・上巻)』(九州大学、平成元年)二九頁以下、四七八頁以下も参照。

(4) 『早稲田大学百年史(第二巻)』(早稲田大学、昭和五三年)八八六頁以下。なお、七戸克彦「現行民法典を創った人びと(19) 外伝⑤五大法律学校(その五) 早稲田大学」法学セミナー六七号(平成二年)六七頁も参照。

(5) 一橋大学では、①明治四一—四二年「申西事件」、②昭和六年「籠城事件」、③昭和一〇年「白票事件」を、一橋の「三大

事件」と呼んでいる。このうち①申酉事件は、商業大学の設置に関して、東京高等商業学校の専攻部を商業大学に昇格させる東京高商の案に対し、東京帝国大学法科大学内に商科を併置するとともに東京高商の専攻部を廃止する案が浮上したため、教授陣と学生が辞任・退学をもって抵抗した事件、②籠城事件は、東京商科大学への昇格（大正九年）後、今度は予科ならびに附属商学専門部・附属商業教員養成所の廃止を打ち出した政府に対して、教授陣が反対決議を行い、予科・専門部・養成所ならびに本科の学生が旧校舎への籠城を決行した事件である。これに対して、③白票事件は、大学内部の教員間の抗争である。

- (6) 詳細は、木村増三『一橋大学百年通史稿本』昭和七―十一一年の東京商科大学（如水会、昭和六二年）七六頁以下、一橋大学学園史刊行委員会編集『一橋大学百年史——Captain of Industryをこえて』（一橋大学、平成七年）一四二頁以下参照。
- (7) 『東京大学百年史（部局史）』（東京大学、昭和六一年）「第一編 法学部」二四五頁。
- (8) 丸山真男『福田歓一編『聞き書・南原繁回顧録』（東京大学出版会、平成元年）二一五―二一六頁。さらに、松沢弘陽『植手通有編『丸山真男回顧談（上）』（岩波書店、平成一八年）三二二頁も参照。
- (9) 『南原繁回顧録』前掲注(8)二二八頁（南原繁）。
- (10) 『南原繁回顧録』前掲注(8)二二九頁（丸山真男）。
- (11) 『南原繁回顧録』前掲注(8)二二〇頁（南原繁）。
- (12) 『南原繁回顧録』前掲注(8)二二〇―二二二頁（南原繁）。
- (13) 柳沢健『生きて来た道（伝記・田中耕太郎）』（世界の日本社、昭和二五年……〔復刻〕大空社・伝記叢書二六九、平成九年）八〇頁。
- (14) 『南原繁回顧録』前掲注(8)二三三頁。
- (15) 読売新聞昭和二年五月一九日朝刊「好ましからぬ閣僚候補」。
- (16) 『丸山真男回顧談（上）』前掲注(8)二一六頁。
- (17) 『東京大学百年史（部局史）』前掲注(7)二三二頁。
- (18) 『南原繁回顧録』前掲注(8)二〇三―二〇四頁。
- (19) 『丸山真男回顧談（上）』前掲注(8)二六五頁「ぼくが助手になった当時は、法律のほうでは杉山〔直治郎〕、田中〔耕太郎〕、我妻〔栄〕、宮沢〔俊義〕、横田〔喜三郎〕という系列があつて、こっちの非主流には牧野〔英一〕、野村〔淳治〕。牧野先生が辞めたあとには小野〔清一郎〕先生。小野先生はアンチ田中ですから反対のほうで、未弘先生もこっちで、杉村〔章三郎〕先生とか、そういう人が法律のマイノリティの方でした。南原先生が、政治は自主独立だとしよっちゅう言っていたけれども、この自主独立は人数が少ない。南原、高木〔八尺〕、神川〔彦松〕でしょ。派閥関係から言うると時局派のなかで神川先生だけ政

治の方だった。鈴木竹雄さんなんかも、田中耕太郎先生に忠実な直系のだけれど、戦後『ああいうことが二度とあってはいない、あれは田中派閥です』とはつきり言ったのです」。

(20) 『丸山真男回顧談(上)』前掲注(8)二一七頁。

(21) 『生きて来た道(伝記・田中耕太郎)』前掲注(13)一一三頁。

(22) 『東京大学百年史(部局史二)』前掲注(7)二五五頁。

(23) 昭和二年五月七日文部省訓令第五号「教職員の資格審査をする委員会に関する規定」。

(24) 日本法理研究会の詳細に関しては、白羽祐三『日本法理研究会』の分析(中央大学出版部、平成一〇年)参照。

(25) 東京朝日新聞昭和二年一月二七日朝刊「未弘博士、追放に抗議／東大審査委員会ではパス」。

(26) 読売新聞昭和二年一月二七日朝刊「聞かれぬ真実の声／文相が語る安井教授問題」。なお、会見内容の要約記事として、

東京朝日新聞昭和二年一月二七日朝刊「大学の自治」侵害せず／安井郁問題に文相意見を表明」。

(27) 読売新聞昭和二年二月五日朝刊「安井教授適格に決る」。

(28) 読売新聞昭和二年四月一八日朝刊「再審の三教授不適格／中央適格教職員審査委」、東京朝日新聞昭和二年四月一八日

朝刊「安井・土屋教授ら不適格」。

(29) 東京朝日新聞昭和二年四月一九日朝刊「安井、土屋両教授上告」。

(30) 読売新聞昭和二年三月九日朝刊「安井教授の追放決る」。

(31) 滝川事件に関しては、松尾尊兌『滝川事件』(岩波現代文庫、平成一七年)参照。なお、「歴史家としての松尾さんの『滝川事件論』は、客観的で信用できます」と語る園部逸夫は(御厨貴編『園部逸夫オーラル・ヒストリー』(法律文化社、平成二五年)七七頁)、自身が助手に採用された昭和二九年当時の京大の雰囲気について、「入ってみると、中に、それぞれ残留組と復帰組と、戻って来た組の弟子連中がいるわけです。それがお互いに、何となくしつくりしないのですよ。それで、私は須貝さん(須貝脩一。園部の指導教授)に引つ張られて入って来たということで、何となく周りには『滝川派臭い』という気持ちがあったと思います」といい、また、「私の立場が不利になるということではなかったんですけども、その中でいろいろ渦巻いていることは知っていました。というのは、滝川さんの相手側とも付き合っていましたから、その人たちの考え方もよく分かります。妙なことで諍いをするときの伏線は、滝川事件なのです。元々、そういうところから始まっている。その流れがずっと、私が京大を離れる昭和四五年頃まで続くのです。その直弟子、孫弟子と続くわけですから。やはり自分の直系の先生を担ぐのは、当然のことです」ともいう(三三頁)。

(32) 潮木守一『京都帝国大学の挑戦——帝国大学史のひとこま』(名古屋大学出版会、昭和五九年)……(文庫化)潮木守一

- 『京都帝国大学の挑戦』（講談社学術文庫、平成九年）。
- (33) 『京都大学百年史（部局史編二）』（財団法人・京都大学後援会、平成九年）「第四章 大学院法学研究科・法学部」二四二頁以下、『京都大学百年史（総説編）』（財団法人・京都大学後援会、平成一〇年）一四〇頁以下。
- (34) 潮木・前掲注(32)一八三頁以下……（文庫版）二〇三頁以下。
- (35) 潮木・前掲注(32)一七八―一七九頁……（文庫版）一九二―一九三頁、『京都大学百年史（部局史編二）』前掲注(33)「第四章 大学院法学研究科・法学部」二五二―二五三頁、『京都大学百年史（総説編）』前掲注(33)一七八頁以下。
- (36) 木下広次については、さしあたり、七戸克彦「現行民法典を創った人びと」（6）主査委員③木下広次・熊野敏三「法学セミナー」六五八号（平成二一年）六四頁参照。
- (37) 『滝川教授事件——京大自治闘争史』（京都日出新聞社、昭和八年）九頁。なお、『京都大学百年史（総説編）』前掲注(33)一八五頁にも引用されている。
- (38) 滝川幸辰「日本の法律学を築いた人々（五）刑法の勝本勘三郎先生」書齋の窓五号（昭和二八年）三一―四頁、朝日ジャーナル編集部『大学の自治』（朝日新聞社、昭和三八年）二四頁（末川博）。
- (39) 事件の詳細については、西山伸「一九〇八年京大岡田総長退職事件」朝尾直弘教授退官記念会編『日本社会の史的構造？近世・近代』（思文閣出版、平成七年）四三七頁以下、『京都大学百年史（総説編）』前掲注(33)一八八頁以下。
- (40) 西山・前掲注(39)四四〇頁、四五七頁注(9)、『京都大学百年史（総説編）』前掲注(33)一八九頁。
- (41) 『京都大学百年史（部局史編一）』前掲注(33)「第四章 大学院法学研究科・法学部」二五四―二五五頁、『京都大学百年史（総説編）』前掲注(33)二〇三頁以下。
- (42) 『京都大学百年史（総説編）』前掲注(33)二〇九頁。
- (43) 倉田稔「小樽高商の先生たち」商学討究（小樽商大）四五卷一号（平成六年）七二頁。
- (44) 倉田・前掲注(43)七二―七三頁。
- (45) 倉田稔「小樽高等商業学校と渡辺龍聖」商学討究（小樽商大）四四卷四号（平成六年）七三頁。
- (46) 倉田稔「小樽高商初代校長渡辺龍聖伝」商学討究（小樽商大）五四卷一号（平成一五年）六頁。
- (47) 沢柳事件に関しては、『京都大学百年史（部局史編一）』前掲注(33)「第四章 大学院法学研究科・法学部」二五五頁以下、『京都大学百年史（総説編）』前掲注(33)二二二頁以下が依拠する松尾尊兌「沢柳事件始末」京都橘女子大学研究紀要二二号（平成六年）一頁……（所収）松尾尊兌「滝川事件」前掲注(31)一七頁以下の後にも、影山昇「京都帝国大学における沢柳事件——大学の自治確立への道」成城文芸一六八号（平成一一年）三七頁、谷脇由季子「京大沢柳事件とその背景——大正初期の

- 学制改革と大学教授の資質」大学史研究一五号（平成一二年）七九頁、宋安寧「沢柳事件（教育実践記録『大学自治』の歴史研究）」神戸大学教育科学論集九号（平成一七年）三九頁、小路田泰直「京大（沢柳）事件再考——帝国大学から大学へ」日本史の方法（奈良女子大学）三号（平成一八年）一一二頁等の業績が現れている。
- (48) 松尾・前掲注(47)〔所収〕『滝川事件』前掲注(31)四五頁以下「5 京大法科の内紛」。
- (49) 松尾・前掲注(47)〔所収〕『滝川事件』前掲注(31)五二頁。
- (50) 熊谷開作「岡村司」潮見俊隆・利谷信義編著『日本の法学者』（日本評論社、昭和四九年）一二八頁。
- (51) 以上の経緯の詳細については、松下佐知子「井上密市長誕生の経緯に関する若干の考察」京都市政史編さん通信一〇号（京都市市政史編さん委員会、平成一四年）四頁以下。
- (52) 松下・前掲注(51)八頁。
- (53) 東京朝日新聞大正二年三月一六日朝刊「井上博士休職」。その半月後の三月二一日天皇の裁可が下りて京都市長に就任。だが、彼は、その三年後（京大免官の一年後）の大正五年、心臓病のため市長を辞任し（七月一九日）、二か月後の九月一三日に死去した。
- (54) 織田万「富田博士ヲ悼ム」経済論叢二巻四号（大正五年）一五〇頁、なお、一五一—一五二頁に「履歴」（佐藤丑次郎作成）。
- (55) 杉之原舜一「木村亀二君を憶う（特集・木村亀二博士を偲ぶ）」法学セミナー一九七号（昭和四七年）二二頁。
- (56) 今中次磨先生追悼記念事業会編『今中次磨——生涯と回想』（法律文化社、昭和五七年）三九—四〇頁。
- (57) 野村正男「法窓風雲録（下）」（朝日新聞社、昭和四一年）「河村又介」二二—二三頁（河村）。なお、河村力『ある憲法学者の足跡——元最高裁判事・河村又介の生涯と現代史の一断面』（文芸社、平成一七年）三一—四一—四二頁も参照。
- (58) 向坂逸郎「木村亀二君の思い出（特集・木村亀二博士を偲ぶ）」法学セミナー一九七号（昭和四七年）二三頁。
- (59) 東季彦『マンモスの牙』（図書出版社、昭和五〇年）一七二頁。
- (60) 山之内一郎著『山之内一郎遺稿集編集委員会編『鬼之亟随想集』（学生社、昭和三九年）二六七頁。後の昭和三〇年の随想にも「私がいつの日か役立つべきことを期待しつつ社会主義法たるソヴェト法を専攻しよう」と決意したのもそのころであった。それらすべては結びついて私の第二の誕生ともいうことができる。第二の誕生の地、博多はいかにしても思出の深い土地である。夢多き若き日の学生の門出を久しくはない期間ではあったが、その研究室にすこした九州大学は愛着の深い大学である」とある（八四頁）。一方、内証事件については、次のような優等生的な記述を見出すのみである。「往年を顧みれば茫として夢のごとしか。されど眼をとじれば九大法文学部創立当時のことのみはあざやかに臉にうつしだされる。……そこに赴任するス

タッフはまことにバイエティにとんでいた。われわれ青春に胸をみなぎらすもの。高等学校時代の恩師にして品格円熟の先生方。野武士の風格を備えた仁。等々。すくなくとも伝統いかめしい東大法学部助手の年期をいれ、後いさか動揺常なき西欧のいぶきにふれて帰ってきた学徒にとっては、どこよりも九大の法学部は魅力的なそれであった。そこにみなぎる自由な学風を思うままにすいつくして、新しい歴史をになうにたりの力強い学問をここうちたてようとする希望も明るかった。夜の眼を寝ずに勉強もした。時にはゆきすぎでもないではなかった。混乱もあった。でもそれでよかったのではないかと思っている。読書につかれては月見草さく箱崎の浜の松原をさまよったものだが、軟かい海風をうけながらむさぼったさわやかないこの一時は今もなつかしい」（八二―八三頁）。

(61) 山之内・前掲注(60)二六七頁。

(62) 東・前掲注(59)七六頁。なお、九二頁にも「九州大学法文学部教授であったときは、『四面マルクスの声』といったような雰囲気の中においても、マルクス病に罹らなかつたのであつた」とある。

(63) 杉之原舜一『波瀾万丈——弁護士の回想』（日本評論社、平成三年）二六頁。

(64) 浜正雄「社会に出て役立つた法文学部の制度」『自由の学燈をかかへて——九州大学法学部六十年のあゆみ』（九州大学法学部、昭和五九年）四九―五〇頁。

(65) 向坂・前掲注(58)二三頁。

(66) 「ドイツ語は、旧制高校（京都の三高）の時に、後に独和辞典を出された片山正雄先生の担任だったので、ミッシリと仕込まれ、若干の力もついていた」。木村亀二「わたくしの学生時代」法学セミナー一三三三号（昭和四二年）三四頁。

(67) 向坂・前掲注(58)二三頁。

(68) 杉之原と同じ年の木村亀二の言を引用すれば、「当時の入学試験には競争はほとんどなく、もちろん（東大を）落第する者もないではなかつたが、非常に例外であり、また、かりに落第しても京大に行けばよいというので、大変気楽なものであつたように記憶している。競争率が激しかったのは、むしろ、旧制高校の入学試験で、これは相当むずかしいということであつた」。

木村・前掲注(66)三二頁。

(69) 杉之原・前掲注(63)一五頁。

(70) 杉之原・前掲注(63)一八頁。

(71) 杉之原・前掲注(63)二〇―二二頁。

(72) 杉之原・前掲注(63)二一―二二頁。

(73) 風早八十二『治安維持法五十年』（合同出版、昭和五一年）四四頁。なお、吉川経夫「序・風早八十二先生の軌跡——人と

- 業續「東京刑事法研究会編『啓蒙思想と刑事法（風早八十二先生追悼論文集）』（勁草書房、平成七年）三頁も参照。
- (74) 風早・前掲注(73)六四頁。
- (75) 風早・前掲注(73)六六―六八頁、吉川・前掲注(73)四―五頁。
- (76) 具島兼三郎『奔流——わたしの歩いた道』（九州大学出版会、昭和五六年）四八頁。
- (77) 以上につき、梶嶋政司「九州帝国大学法文学部草創期の文庫形成と在外研究員」九州文化史研究所紀要五六号（平成二五年）一一―一頁以下、とくに一二二―一二三頁。
- (78) 杉之原・前掲注(63)二三頁。
- (79) 杉之原・前掲注(63)二二―二四頁。
- (80) 今中・前掲注(56)四〇頁。
- (81) 『丸山真勇回顧談（上）』前掲注(8)二六三頁。
- (82) 滝川政次郎『日本法制史（上）』（講談社学術文庫、昭和六〇年）「学術文庫『日本法制史』序」五一―六頁。なお、同書は、滝川が九州帝国大学法文学部での講義案をまとめた『日本法制史』（有斐閣、昭和三年）の増補改訂版である。
- (83) もっとも、内証事件の影響で着任・講義担当は予定より早められたようであり、田中和夫によれば、「私の九大の赴任したのは、九大の法科の数多くの教官が諸事情のため退官し又は休職となった（後に退官）後であり、しかも法文学部創設に当たって法科の講座担当予定者となられた若干の方々がまだ在外研究中であったため、教官の数が極めて少なく（十六講座から成る法科の教授が僅か四名）、多くの講義が他大学の教授による集中講義という状態であったので、着任早々その秋から講義をすることになった」という。田中和夫「法文学部廃止案」と荒川総長「自由の学燈をかかげて——九州大学法文学部六十年のあゆみ」（九州大学法文学部、昭和五九年）四一頁。
- (84) 今中・前掲注(56)三九頁、四〇―四一頁。なお、同書巻末「今中次麿年譜」三六二頁には「恩師小野塚喜平次、吉野作造の指名で九州帝国大学法文学部教授となり、福岡市東唐人町堀端二五番地の二に転居」とあるが、同書所収の神川彦松「今中次麿学兄を憶う」六一頁は、「学兄（今中）は、大正七年東大政治科を卒業されましたが、どういう訳か、卒業当初職を得られず、御夫人の収入に依存しておられたように思います。やっと講師としてどこかの大学に出講されていました。それでわれわれ同窓で、同じ小野塚喜平次先生の門下生は、私かに学兄のことをお案じしていました。ところがその頃、丁度、美濃部達吉先生が創立委員長として九大に法文学部が開設されました機会に、私たち同窓同学の者どもが、美濃部先生に提案して、今中さんを九大教授に任命してもらったような状況でありました。当時私も、西山重和君や大沢章君を介し、今中兄を九大に推薦した次第でありました」と述べる。

- (85) 『九州大学五十年史（通史）』前掲注（3）二九五—二九六頁。
- (86) なお、東は、後に、自派で休職処分を受けなかった同僚が救援の手を差しのべなかったことに対して、不満の意を表明している。東・前掲注（59）一五五—一五六頁「私が九大の教授をしていたときに九大事件という教授同士の大きな騒動が起つて、始めは総長も外部に出さずにおつたのですけれども、後に新聞に出たりしました。結局、文部省ではけんか両成敗ということで、双方三人づつ休職にした。私もその一人としてやめたわけです。そういう事件があつたのですが、どうも教授というのは弱いですね。私ら五人が結束して一つの誓書をつくつた。しかし、いざとなつて私らが処分されたら、私の仲間、僕は謹慎するんだ、なんということ言つて、私らを助けようとしな。そんなものです。弱いのです」。
- (87) 「宮本英脩博士略歴」『宮本英脩著作集（補巻）』（成文堂、平成七年）二二八頁。
- (88) 舟橋諄一「青山君の思い出」『追想の青山道夫——民主主義と家族法』（法律文化社、昭和五四年）二四頁「九大の民法講座は、法文学部創立当初、東季彦、杉之原舜一の両氏と私の三人で担当することになつてしたが、間もなく、法文学部教官の内紛事件のため、在外研究中の私は、急に帰国を命ぜられた」。
- (89) 『九州大学五十年史（学術史）』（九州大学五十周年記念会、昭和四二年）三三二頁。
- (90) 今中・前掲注（56）四一頁。
- (91) 『法窓風雲録（下）』前掲注（57）二二二頁（河村）。なお、河村力・前掲注（57）三一頁以下も参照。
- (92) 『法窓風雲録（下）』前掲注（57）二〇八—二〇九頁（河村）。なお、河村力・前掲注（57）九一頁以下、九九—一〇〇頁も参照。
- (93) 『法窓風雲録（下）』前掲注（57）二二三頁（河村）。なお、河村力・前掲注（57）三一五頁も参照。
- (94) 『九州大学五十年史（通史）』前掲注（3）三一七頁。
- (95) 山田晟「日本の法律学を築いた人々（二）三瀧信三先生のことども」『書齋の窓二六号（昭和三〇年）』四頁。
- (96) 山尾時三「新手法論」『岩波書店、昭和一〇年』「序」一一二頁。なお、同書の草稿をまとめたのは、山尾門下の高田源清（九州帝国大学法文学部卒業後助手から高岡高等商業学校教授に着任していた。戦後の昭和二四年九州大学教授）である。
- (97) 中川善之助「木村亀二君の訃を悼む（特集・木村亀二博士を偲ぶ）」『法学セミナー』一九七号（昭和四七年）二〇頁。
- (98) 杉之原・前掲注（63）二六頁。なお、山之内・前掲注（60）「年譜」昭和四年の項（二六七頁）にも「この年、プロレタリア科学研究所が設立され、平野義太郎、風早八十二、杉之原舜一らとともにその法律研究会——のちに『法律及国家理論研究会』に改組——で活動」とある。
- (99) 風早・前掲注（73）一〇〇頁。
- (100) 以上の経緯の詳細に関しては、『北海道大学百年史（部局史）』（北海道大学、昭和五五年）「法文学部」一五七頁以下、「法

「経学部」二七七頁以下、「法学部」二八五頁以下、『北大百二十五年史（通説編）』（北海道大学、平成一五年）一〇三頁以下、一〇七頁以下、四〇三頁以下参照。

【追記】本稿執筆に際しては、九州大学百年史編集委員会の植田信廣教授・熊野直樹教授・西英昭准教授より数多くのご
教示を頂戴した。記して謝意を表したい。